

平成27年6月天栄村議会定例会会議録目次

第1号（6月9日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
村長行政報告	4
一般質問	11
熊田喜八君	11
大須賀溪仁君	23
大浦トキ子君	31
散会の宣告	48

第2号（6月11日）

議事日程	49
本日の会議に付した事件	49
出席議員	49
欠席議員	49
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	49
職務のため出席した者の職氏名	50
開議の宣告	51
議事日程の報告	51
報告第1号の上程、説明、質疑	51
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	54

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
請願審査報告	70
閉会中継続審査申出	71
表彰状伝達	74
日程の追加	74
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
閉会の宣告	76

6 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成27年6月天栄村議会定例会

議事日程（第1号）

平成27年6月9日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
 例月出納検査の結果
 教育委員会評価委員会の評価報告
 請願の受理報告
日程第 4 村長行政報告
日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	大須賀	溪仁	君	2番	服部	晃	君
3番	大浦	トキ子	君	4番	廣瀬	和吉	君
5番	揚妻	一男	君	6番	渡部	勉	君
7番	熊田	喜八	君	8番	須藤	政孝	君
9番	後藤	修	君	10番	小山	克彦	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田	勝幸	君	副村長	森	茂	君
教育長	増子	清一	君	参事兼 総務課長	伊藤	栄一	君
税務課長	森	廣志	君	住民福祉 課長	揚妻	浩之	君

参事兼 産業振興 課長	吉	成	邦	市	君	参事兼 地域整備 課長	佐	藤	市	郎	君
参事兼 会管理計 者	小	山	志	津	夫	湯支所本 長	兼	子	弘	幸	君
天保所栄 育所長	山	本	サ	ト	子	学校教育 課長	清	浄	精	司	君
生涯学習 課長	内	山	晴	路	君						

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 事務局長	蕪	木	利	弘	書	記	森	和	昭
書記	吉	田	真	由	美				

◎開会の宣告

○議長（小山克彦君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、平成27年6月天栄村議会定例会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成27年6月天栄村議会定例会は成立いたしました。

これより本会議を開会します。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（小山克彦君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小山克彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

6番 渡 部 勉 君

7番 熊 田 喜 八 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小山克彦君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、服部晃君。

〔議会運営委員会委員長 服部 晃君登壇〕

○議会運営委員会委員長（服部 晃君） おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る6月2日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、平成27年6月天栄村議会定

例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は6月9日より11日までの3日間と決定を見ましたので、議長よりお諮り願います。

議会運営委員会委員長、服部晃。

○議長（小山克彦君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、服部晃君からの報告がありましたとおり、本日より6月11日までの3日間といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月11日までの3日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小山克彦君） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

次に、月例出納検査の結果については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

次に、教育委員会評価委員会の評価報告については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

次に、請願の件であります。本日までに受理した請願が1件であります。皆さんのお手元に配付の請願文書表のとおりであります。

なお、これにつきましては所管の総務常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

◎村長行政報告

○議長（小山克彦君） 日程第4、村長より平成27年6月定例議会における行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、平成27年天栄村議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、報告1件、議案6件をご審議いただくわけですが、議案の説明に先立ち、3月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

まず、5月19日に天栄村制施行60周年記念式典を開催したところ、議員の皆様におかれま

しては、ご多忙にもかかわらず、錦上花を添えていただきまして、まことにありがとうございました。鈴木副知事、玄葉衆議院議員を初め、多くのご来賓の方々の出席のもと、華やかにも厳粛な中で挙行することができました。村の今までの歴史を映像でごらんになっていただいたり、天栄山黄金太鼓の皆様にご力強い演奏をしていただいたりと、天栄村の60年の歩みを振り返りながら、これからの村の発展への新たな決意を確認できたことは、まことに意義深いものでありました。

また、式典に当たり、村の発展に寄与された功績が認められた特別功労を始め、自治功労、特別表彰を受賞された受賞者の皆様には、改めてそのご労苦に感謝を申し上げるとともに、今後とも村政発展のために、引き続きご尽力を賜りたいと存じます。

さて、原発事故に伴う除染委託事業につきましては、現在、昨年度からの繰越事業として小川地区、今坂地区、中屋敷地区の3地区を、今年度においては4月に中郷地区、大山地区、春日山地区、5月には太多郎地区の4地区を発注したところであり、合計7地区の除染を年度内完了を目標に進めております。

次に、仮置き場建設事業につきましては、現在、中郷地区、太多郎地区、土橋久保地区、高トヤ地区の第1期建設工事を進めております。各工事とも計画どおり進捗しておりますが、中郷地区仮置き場建設工事につきましては、工事内容の一部変更に伴い請負金額に変更が生じたため、本議会で変更契約のご審議をいただく予定でございます。

今後は、仮置き場建設の施工状況を勘案しながら、除染作業に着手していない8地区においても、できるだけ早い時期に発注を行い、早期事業完了を目指してまいりたいと考えております。

次に、消防・防災関係であります。まず、役場周辺防災機能強化工事につきましては、先般の臨時会において変更の議決を受けて、5月29日に完成をいたしましたところであり、今後はこの場所を、平時には憩いの場所として、災害時には飲料水の確保の場として、広く村民の皆様にご知らせる努力をまいりたいと考えております。

また、住民の安全を守る設備として、今年度予定していた消防ポンプ自動車購入事業も先般入札を行い、本議会にご提案申し上げ、早期導入を図ってまいります。

さらに、災害時の防災拠点としての施設の充実を図るため、天栄村役場非常用発電設備等設置工事につきましても、同じく本議会にご提案申し上げ、着手してまいります。

また、昨年からの繰越事業として実施している湯本地区防災センター建設事業につきましても、現在、8月末の完成を目指して順調に進んでおるところです。

次に、放射線の健康管理といたしまして、ホールボディカウンター車による内部被曝検査を、18歳以下の子供は今年15日から来月3日まで各学校等に出向き、実施することとしております。また、一般の方は5月の住民総合健診にあわせて実施しており、約100名が受診さ

れました。

バッチ式積算線量計による外部被曝測定については、昨年と同じく7月から2カ月間実施する予定であります。

これらの検査結果につきましては、県のアドバイザリーグループによる評価をいただいた上で、受検者にお知らせすることとしております。

次に、健康づくりプロジェクト事業につきましては、住民総合健診を5月18日から23日までの6日間実施いたしました。昨年度に引き続き、がん検診、特定健診を無料で実施しており、受信者数は、昨年度より約240名多い延べ2,732名となりました。

なお、期間内に受診できなかった方につきましては、7月以降、医療機関で実施する施設健診を受診していただくよう勧奨してまいります。

また、昨年度はウオーキングの定着を図るため実施した村商品券の贈呈を、本年度は、健康チャレンジポイント事業として、ウオーキングのほか、健診の受診やいきいきサロンなどの健康教室への参加をポイントの対象とし、累積ポイントに応じて商品券を贈呈する仕組みに改め、実施しております。これは、健診でご自身の健康状態を確認し、ウオーキングなどの運動で健康を増進、さらには健康教室への参加で生活習慣を改善するという総合的な健康づくりに取り組んでいただくためであり、4月の募集開始から、既に200名を上回る申し込みをいただいております。引き続き事業の周知に努め、参加者の拡大を図ってまいります。

また、減塩対策として、昨年度に引き続き、住民総合健診終了後に食生活改善推進員による適塩みそ汁を約300名の方に提供し、栄養士からのアドバイスと塩分濃度測定器の貸し出しを実施しました。さらに、住民総合健診の検査に、尿に含まれる塩分を測定する項目を加え、地域ごとの塩分摂取量を把握し、摂取量の多い地域の食生活の改善に役立てていく予定であります。

今後も、健診の結果に基づく保健指導や早期受診の勧奨、さらには、さまざまな健康づくり事業を推進しながら、村民一人一人の健康づくりをサポートしてまいります。

次に、福祉関係につきましては、本年度から新たに高齢者を対象とした水中ウオーキング事業を、46名の参加をいただき5月より実施しており、11月まで延べ25回開催する予定であります。いきいきサロンにつきましても、4月23日より延べ62回開催することとしております。

また、4年目となった「湯ったりミニデイサービス事業」は、101名の申し込みをいただき、本年度も32回の実施を予定しております。昨年度、この事業に参加された103名のうち、介護認定を受けた方はわずか3名にとどまっており、介護予防効果が確実に見られております。こうした効果の高い介護予防の取り組みにより、高齢者の心身の健康増進を図りながら、健康長寿の村づくりを進めてまいります。

次に、子育て支援関係では、4月から広戸小学校に放課後児童クラブを新たに開設しました。現在、保護者が就労などで家庭にいない56名の児童に、放課後児童支援員による見守りや生活の場の提供を行っており、保護者から大変喜ばれているところであります。

また、健康保健センターに開設している「わんぱく広場」につきましては、昨年度同様、週5回開催するとともに、本年度は障がいをお持ちの皆さんの保護者が子育てについて学び、交流を深めていただく「ぼかぼか教室」、乳児期の子育てをサポートする「ぴよぴよくらぶ」、子育て中の母親の交流の場となる「ママかふえ」を新たに実施するなど、子育て支援策をさらに充実させ、子供を産み育てやすい環境の整備に努めているところであります。

湯本へき地保育所につきましては、昨年まで入所者がおりませんでした。本年度より2名の入所児を迎えることとなり、再び活気ある保育所となることを願うものであります。

次に、税務関係につきましては、1月より新システムを導入し、証明書の発行や問い合わせ等に対して、より迅速な対応ができることとなり、一層の住民サービスの向上に努めております。

また、社会保障・税番号制度へ対応するため、昨年度よりシステムの改修を図っているところであり、これにより地方税情報の管理と連携が図られ、ネットワークを通じて情報を取得することが可能となることから、納税者の負担軽減が図られるものと考えております。

本年度は、軽自動車税のコンビニエンスストア収納を開始し、納税者の利便性の向上を図るとともに、残る各税目についても、来年度よりコンビニ収納を開始できるよう調整を進めているところであります。

また、村税の滞納対策として、多額滞納者や新規滞納者の発生を防止するため、電話催告や訪問徴収、早期の資産調査を実施するとともに、悪質な滞納者に対しては、厳正な滞納処分を実施しているところであります。

国土調査につきましては、後藤地区を中心とした牧本第22地区の調査を昨年度より引き続き実施し、本年度は一筆地測量等を予定しております。

また、高林地区を新規地区の広戸第23地区として調査を開始することとしております。

次に、農業振興につきましては、平成24年度から平成26年度に放射性物質吸収抑制対策として、水田に実施したゼオライトの散布助成支援金3,440万円を2月に交付するとともに、平成26年産米の下落対策として、水稻種子購入助成金635万5,000円の交付を3月に行い、農業者の所得の確保と今後の生産意欲の向上を図ってまいりました。

また、平成27年度から、米価下落の際に収入が補填されるナラシ対策への加入対象者が認定農業者、認定新規就農者、集落営農に限定されることから、認定農業者の加入推進を図った結果、78名の農業者を新たに認定農業者として認定いたしました。

生産調整につきましては、農業所得安定確保のための飼料用米の推進と、農業経営所得安

定対策へのさらなる加入推進を関係機関と図っております。

さらに、本年度も安心・安全な天栄産米の出荷のために、米の全量全袋検査や放射性物質の吸収抑制対策などの実施に向け、農家への情報提供や連絡体制の強化を図っております。

まず、放射性物質の吸収抑制対策につきましては、塩化カリを生産者へ配付し、あわせて農業用水の放射性物質除去対策として、各地区生産組合の協力のもと、主要な用水路等にプルシアンブルーを設置していただいたところであります。

また、農業水利施設の再生事業として、村内20カ所の農業用ため池の放射性物質の蓄積状況を実施し基準値を超えるため池につきましては、今後、詳細に調査を行い、必要に応じて低減対策を講じてまいります。

中山間地域等直接支払制度につきましては、平成27年度から第4期対策が開始され、現在、引き続き実施する16集落と、新規1集落の計17集落が取り組む予定でございます。今後は、未実施集落に対しても制度の周知を図り、取り組みの推進を図ってまいります。

多面的機能支払交付金制度につきましては、引き続き実施している7地区と新規8地区の計15地区が取り組む予定であり、地域の農道及び水路の維持管理のために、畦畔などの草刈りを始め、環境保全や農業用施設の維持管理に取り組む予定でございます。今後も引き続き未実施地区に対して制度の周知を図り、実施地区の拡大を図るよう努めてまいります。

また、近年、増加の傾向をたどっている有害鳥獣による農業被害対策につきましては、有害鳥獣捕獲隊及び協力員に委嘱状を交付し、駆除活動の推進を依頼したところです。

また、電気柵設置補助金交付事業を本年度も引き続き実施することから、多くの生産者に活用していただけるよう、さらなる周知を図ってまいります。

農産物のPR事業につきましては、福島第一原子力発電所事故の風評被害を払拭するため、各道の駅との連携を図りながら、4月15日から東京ビッグサイトにおいて開催された食糧見本市ファベックス2015や、5月23日から幕張メッセにおいて開催された幕張チャリティーフリーマーケットに参加し、本村の農産物を始めとする地場特産品を積極的に販売、PRしてきたところでございます。

また、道の駅、季の里天栄においては、電気自動車急速充電設備を導入し、5月22日にオープンセレモニーを行い、今後、普及、増加が見込まれる電気自動車へのインフラ整備に取り組んでいるところであります。

次に、観光につきましては、ふくしまデスティネーションキャンペーンの応援イベントとして、ゴールデンウィーク時に各道の駅においてイベントを開催し、訪れた観光客に本村のPRを行いました。

また、天栄村合宿誘致助成事業として合宿誘致キャラバンを実施し、関東圏の高校、大学を中心にPR活動を実施したところです。

さらに、桜並木を歩くポールウォーキングを4月18日に実施し、県内外から約50名の方の参加のもと、満開の桜の中、ウォーキングを楽しんでいただき、天栄村の新たな観光名所をめぐっていただきました。

また、5月31日には第33回二岐山の山開きを実施し、多くの登山愛好者が訪れ、登山を楽しむとともに、豚汁の振る舞いや特産物の販売、さらには二岐、湯本温泉の旅館のご好意による無料入浴などを楽しんでいただいたところです。

次に、雇用関係につきましては、福島県緊急雇用創出事業で5件、事業費総額2,271万円の事業費を投入して、11名の雇用予定となりました。昨年度に引き続き、村内の経済対策と雇用の両面から積極的な取り組みを行っているところであります。

企業誘致に関しては、ハイテク大山工業団地内の進出企業、和田精密歯研株式会社において、6月6日に新社屋の竣工式が行われ、新たな雇用を予定しているとの話をいただいたところであり、今後、村民の就業機会の拡大が期待されるところであります。

次に、主な道路整備につきましては、特定防衛施設交付金事業であります戸ノ内・丸山線道路改良工事の実施設計を4月に発注し、また、繰越事業として3月定例会で議決を賜りました牧之内字釜ヶ入地区の横断暗渠設置工事も5月に発注したところであります。

さらに、同じく繰越事業の児渡橋橋梁補修工事につきましても、順調に進めているところであります。

今年度の社会資本総合交付金で実施の各地区道路補修工事等につきましては、交付内示が届き次第発注予定であり、村単独工事につきましても順次発注し、道路整備に努めているところであります。

上水道事業では、石綿管更新事業の発注準備を進めており、湯本・野仲簡易水道事業も配水管布設替え工事等の設計準備を行っているところであります。

次に、教育関係につきましては、小・中学校において、平成27年度入学式を4月6日に挙行し、小学校3校に計46名、中学校2校に計44名の新1年生が入学いたしました。

天栄幼稚園では4月10日に入園式が行われ、41名の新入園児が幼稚園生活をスタートしたところでございます。

恒例の小学校運動会は、5月16日に広戸、大里、牧本の各小学校で、翌17日には湯本小学校で開催されました。各校とも保護者、地域の協力のもと、児童が全力で競技種目に取り組む姿を見ることができ、特に湯本小学校では地区を挙げての合同大運動会により、子供たちと地域との交流が図られたところであります。

また、5月14日には中体連岩瀬支部陸上競技大会が開催され、天栄中においては共通女子800メートルと女子1年生1,500メートルで見事優勝し、県大会出場を果たしております。このほかにも、数々の種目においてすばらしい成績をおさめており、今後の活躍が期待される

ところであります。

次に、新たな教育委員会制度により設置されることになった天栄村教育総合会議を5月11日に開催し、グローバル化、情報化など新しい時代に対応できる天栄の教育について協議を行いました。教育に関する大綱については、当分の間、村総合計画をもって充てること、また、天栄村の教育課題を共有して、どの子にもしっかりと生きる力を育むことができるよう、意見交換を行っていくことなどの確認をいたしました。

次に、生涯学習につきましては、「英語の村てんえい」をキャッチフレーズに、子供から高齢者の方々まで英語に親しむ環境づくりとして、4月26日に文化の森てんえいを会場に「てんえいふるさとライブ2015」を開催したところです。当日は100名以上の方が来場し、ビートルズの名曲の数々を堪能し、また奏者のリズムに合わせ、観客がマラカスやタンバリンなどを使用し、英語と音楽の楽しいひとときを過ごしていただいたところです。

次に、放課後子ども教室では、ことしで9年目を迎え、各学校にて順調にスタートしたところです。今年度は、広戸小学校での放課後子ども教室が児童クラブに移行したこともあり、大里小学校が40名、牧本小学校が42名、湯本小学校が5名の計87名の児童が、放課後、活動指導員と交流しながら楽しく学び過ごしております。今後も指導員、安全管理員のもと、地域の方々の協力を得て事故のないよう細心の注意を払いながら実施してまいります。

さらに、学校支援地域本部事業も2年目を迎え、各学校と地域との連携をさらに深めるため、コーディネーターを配置し、応援していただける方々を募り、活動の幅を広げていただけるよう努めております。

今年度は、天栄中学校においてはテニス部の指導の協力者、湯本中学校においては卓球部の指導の協力者など、地域の方々などの協力を得ながら学校の支援を行っているところです。

今後も、それぞれの学校と地域との交流を引き続き支援し、学校と地域との連携を深めてまいります。

また、高齢者を対象とした寿大学や湯本生き生き寿大学も開講し、各種講座や教室についても参加者の募集に努めているところです。

続きまして本定例会に提案いたしました報告1件、議案6件の大要についてご説明申し上げます。

報告第1号 平成26年度天栄村繰越明許費繰越しの報告につきましては、3月定例会で議決いただいた一般会計の繰越明許費に係る繰越額が確定しましたので報告するものです。

議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることにつきましては、消防ポンプ自動車購入に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号 工事請負契約の締結につきましては、防災拠点として位置づけている本庁舎

の緊急時の停電に対応するため、天栄村役場非常用発電設備等設置工事の工事請負契約の締結について、議案第1号と同様の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号 工事請負契約の一部変更につきましては、中郷区仮置き場建設工事につきまして、当該契約の一部を変更するに当たり、議案第1号及び議案第2号と同様の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第4号 平成27年度天栄村一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,948万8,000円を追加補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億3,448万8,000円とするものであります。

議案第5号 平成27年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、事業勘定において歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ921万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,235万1,000円とするものであります。

議案第6号 平成27年度天栄村介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算のうち歳入予算を補正するものであります。

以上、行政報告並びに提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

平成27年6月9日、天栄村長、添田勝幸。

◎一般質問

○議長（小山克彦君） 日程第5、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言の順序は、最初に7番、熊田喜八君、次に1番、大須賀溪仁君、次に3番、大浦トキ子君の順によって行います。

なお、質問者は質問席で一般質問を行います。また、質問は一問一答式とし、質問者の質問の持ち時間は一人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が出されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

◇ 熊 田 喜 八 君

○議長（小山克彦君） 初めに、7番、熊田喜八君の一般質問の発言を許します。

7番、熊田喜八君。

〔7番 熊田喜八君質問席登壇〕

○7番（熊田喜八君） では、天栄村議会会議規則61条の2項に基づきまして、一般質問を2点ほど質問させていただきます。

第1点目、婚活推進について。

2月28日、3月12日、2日間にわたり婚活ツアーを行いました。進行状況と今後の村の対応、対策を具体的に伺いたい。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 7番議員の質問にお答えいたします。

1番目の婚活推進についてでございますが、ことし2月28日、3月1日の2日間、村婚活ツアー「綺麗な雪山リゾートで楽しい出会いを」と題して、男女各10名の婚活事業委託を実施しました。

女性は、首都圏を中心に集まり、男性は、村内の20代後半から40代前半の方々です。男性には女性と対面する前に、女性との接し方等についてレクチャーを行いました。雪を利用したカップル対抗ゲームを行い、夜は夕食の後、ブリティッシュヒルズでのフリータイムで交流を深めました。

カップリングの結果、6組のカップルが誕生しました。村コンツアアの2週間後、アンケート調査を行い、連絡を取り合っている人が3名、1回だけ取り合った人が2名、未回答1名という結果でした。

今後の対策としては、今年度、後継者対策事業委託費として250万円当初予算に計上しており、3回ほど婚活イベントを実施予定でございます。内容としましては、前回の参加者にアンケートを実施した結果も考慮し、女性の参加については県内を中心に募集し、1回の実施人数は、男女各10名から20名以内で考えております。今後も継続的に事業を進めていく考えでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 私は、婚活支援については何度も何度も一般質問でやっておりますけれども、前回も、天栄村は30歳から50歳まで女性が250名ですか、男性が200名の未婚の方がおるといことですよ。20代から50代まで入れると、恐らく500名超えるんじゃないですか。そうすると10名、10名では、これは規模が余りにも小さすぎる。本気に村が考えているのと疑いたくなります。なぜかという、この天栄村に住んでいる長男の方が、結婚できない方がどのぐらいいるか、恐らく村長も把握はしていると思いますけれども、もう少し予算額ももっと大きくとって、そして、もっと啓発活動をして、そしてその出席できないこの450名ですよ、30から50歳までで450名の方が結婚できない方がいるんですよ。この方々が、なぜこの活動に出てくれないのか、その辺も把握しているのか。

そして、一日も早くこういう方々が結婚してもらわないと、少子化対策にもならないと思いますよ。長男坊で40歳、50歳になって独身でいた場合に、あと20年後、30年後のその家庭

はどうなるんですかということを考えてことがありますか。崩壊するんじゃないですか、その家庭は。そういうことを十分認識してもらわないと、10名いて6名の方が今おつき合いなり、つき合っています、これでは私の言っている婚活活動に対して、まだまだ規模が小さいし、村の本当に真剣度が足りないと思うんですけれども。

1点目は、結局、女が二百四十何名、男が二百……両方で今450名ですよ。その方々がなぜ出席できなかったことが1点、その方々にはどのような、婚活者に対してどういう啓発活動をやったのか。

あと2点目は、天栄村のPRに対してどのようなPRをしたのか。あと、村外の方々にも、出席を10名ではなくて、せめて200名、300名ぐらいの、お互いに交流を何度も何度もやらないと、今は昔みたく仲人さんが世話するとか、口ききというのはあまりしないんですよ。だから、村のほうをやっぱり仲人さんみたいなのを買って積極的にやらないと、この村の今の独身の方が結婚できなくて、10年後になったら崩壊するような家庭が出る可能性、その点をどのように考えているのか答弁をお願いします。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） ただいまのご質問の内容でございますが、なぜ婚活に参加しないのかというふうなことがまず1点でございます。

こちらにつきましては、各家庭に案内文を出して周知、または登録ということで2回ほど行っておりますが、今現在で16名の登録しかないということで、これは粘り強くそういった周知を行う、または来ていただいている16名の方に、友達とかそういったものを誘っていただくというようなことで、これは粘り強く行っていくしかないのではないかなというふうに思っております。

あと、天栄村のPRにつきましては、今回の婚活ツアーにつきましては冬だったものから、冬山、あとはブリティッシュヒルズ、レジーナと、そういったところでの、あとはスキー場での雪遊びというようなことで、冬の天栄村を満喫していただくということを行っております。

あと、言われている20年後、30年後というような形でございますが、これはおっしゃるとおりでございますが、こちらにつきましても、さらに継続的に、人数につきましては、現在アンケートをとった結果、10名から20名ぐらいで今の参加者の方はいいというようなことのアンケートも出ておりますので、そちらのほうを、アンケートというか参加者の意見も優先しながら、なるべく数多くの方に参加していただけるような方法を今後考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 村長さんにお聞きしますけれども、これは天栄村の一番最初の問題ですよ。少子高齢化対策というのは、私は少子化のほうにばかり力を入れていましたけれども、婚活が先ですよ。なぜかという、結婚しないことには子供を産まないんですからね。そして、その家庭があと10年、20年すると崩壊するという危機も出てくるんですよ。そうすると、お母さん、お父さんがもう片方亡くなって、親1人、子1人という家庭も十何所帯あるんですよ。そうするとその方々は、今度は自分のお父さん、お母さんを面倒見るために、職場にも行けないような立場の方がいる事実も、恐らく村長把握していると思いますけれども、これは真剣に考えてもらわないと。

あとこの予算額、この250万、どのような感覚で250万なんですか。こんな金額で足りるんですか、これ、天栄村の危機を感じる時に。20年後、30年後過ぎたとき、天栄村には人のいないうちが何軒できるという、そういうことを考えたことがありますか。長男坊で、農家やっていて、大山団地にも数名います。そうすると、その方は今度はひとり住まいになっちゃうんですよ。そういうこと考えたことがありますか。そうなった場合には、もう少し重大に考えて、もっと深く考えて、どうすればいいかと、今の課長の答弁はわかりますけれども、もっともっと真剣に考えて、将来のこと考えて、何かいい案ないですか。

やっぱりある程度の予算をつけないと、発展はしないとしますよ。250万で次は10名から20名でやりますと、結婚しない人は450名以上いるんですよ、天栄村に。それは、30代から50代までですからね。20代から60代まで入れると、恐らく500、600の数ですよ。その辺の調査をしたことがありますか、20代から。今、天栄村で実際に住んでいる方で、この前は30代から50代までしか発表しなかったですけども、20代から70代、80代までいかなくても、せめて結婚適齢期というのは65歳ぐらいまでですよ。そこまで把握したことがありますか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） ただいまご質問いただきました未婚の男女の数の件でございますが、議員おっしゃるとおり、30歳から59歳まで、30代、40代、50代というところでは調べております。それでいきますと、6月1日現在で約480名ということになります。今言われましたように、20代から全部トータルというふうなことになりますと、男女合わせて約950名というふうな形になっておりますので、こちらのほうの事実もしっかり把握しながら、今後に対応していきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔「村長さん、予算についてどう思っているのか」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

やっぱり議員のおっしゃるとおり、この少子化、人口減少というのは本当に危機的な状況だというふうな捉え方を私もして、そのために、今年度当初に地方創生総合戦略推進本部を立ち上げて、先日もプロジェクトチームを立ち上げて、ここに取り組んでいると。今後は震災の復旧・復興、次はこの人口減少対策が大きな課題として認識をしており、この婚活事業についても、私就任当初から、早目にいろいろな対策をしなければならないというようなことで、進めておりました。

大々的にやればいいんですが、今もいろいろな方々に声をかけて、独身の男性、女性もいるんですが、登録をしていただきましょうというふうな働きかけをしているんですが、なかなか重い足が一步踏み出ないというような状況の中で、どういった婚活事業が、皆さんが参加しやすい、そして、うまくカップリングできるやり方か、各地区でいろいろなやり方をしているんですが、これがいいというようなものはまだ実際はないですね。それを見出しながら、今、そのとった予算250万なんです、その中で見出していった、次、じゃ、これからこれだったらいけるな、それだったらこの議会にも提案しながら予算をして、進めてまいりたいというようなことで考えております。

今年度3回実施するというのは、10人、10人じゃなくて、10人から20名というようなことで、20、20ということもあります。これ男性も女性もやっぱり同じ人数じゃないと、その婚活の事業もなかなか成り立たなくなるものですから、こういったものを多方面からいろいろな情報を入れながら進めていくというようなことで、村も真剣に取り組んでいるというようなことでご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） とにかくもうこの900名の方、あと20年後、30年後と重々に深く考えてもらって、真剣に取り組んでください。また時期がありましたら一般質問させていただきたいと思います、これに関しては。まだまだだと、どのような発想するか。

では、2点目に入ります。

ふるさと納税について。

村長さんは、12月の議会で、今後も多くの方々にふるさとの応援をしていただけるようにPRを図り、村財源の確保はもとより、村の観光や特産品の振興に結びつけていきたいと考えておりますとの答弁でございましたが、どのような対策や対応を考えているのか、資料提出の上、具体的に伺いたいという質問でございましたが、資料が私の言っている資料と違うんだよね、これもらったの。私はこういう資料じゃないですね。私の資料というのは、ちゃんとパンフレットをつくって、そしてここの内容につきましても、1回答弁もらってからその次にやります、再質問で。1回聞きましょう。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） ふるさと納税についてお答えいたします。

自分が生まれ育ったふるさと、両親や祖父母の住むふるさとに対して、貢献、または応援したいという方々のお気持ちを寄附という形で実現するため、「がんばれ天栄！応援寄附金」の制度が開始され、その記念品として昨年10月から、5,000円以上の寄附をされた方に村特産品を贈呈しております。

また、ことしから控除上限額の拡大等、ふるさと納税制度が拡充され、より多くの方からふるさとを応援していただけるよう、3万円以上の寄附者には村特産品だけでなく、寄附者が記念品を選択できるよう宿泊券や施設利用券等により、観光や特産品の振興を図っているところであります。

今後は、村ホームページ等によるPRのほか、村民の皆様方を始め村出身の方々、さらには全国の多くの方々にインターネットを活用したふるさと寄附金の手続を進め、農業や商工、観光業の活性化を図り、ふるさと寄附金による魅力ある施策を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 実は私は、平成21年の3月の定例議会で質問しているんですよね。がんばれ応援基金繰入金137万円と内訳、あと今後どのような対策を考えているのかということで、質問しているんです。これ平成21年ですよ。そのときに、このように答弁しているんですよ、そのときの当時の総務課長さんは。「このがんばれ天栄！応援寄附金については、広報と関東村人会それぞれの天栄村のホームページの中でも、各皆様にPRを図っていきたいと考えております。よろしくをお願いします」と言っているんですよ、その当時。その後は、それやったんですか、その後、村のほうで。

これ、酷なようなんですけれども、結局は継続ですからね。村のほうではやりますと言っているんですよ、これちゃんと。「PR図って考えております、よろしくをお願いします」と言っているんですよ。その当時から21年の後、今この前の12月にやる前にも、やっていたんですか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

平成21年のそういったPR活動を進めますと言った以降、村もその後、例えば天栄村関東地方村人会の開催に当たってパンフレットも同封してご案内を申し上げたり、あるいは村のホームページの中で、ふるさと納税について、その1コーナーを設けてPRを図ったりとい

うことで、継続してPR活動を続けております。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 私はそのときにこういうのも質問しているんですよ。多くのあれじゃなくて、1つでも2つでも、1万でも2万でもいいから多くの方にね、結局ふるさと納税してもらおうようにしてくださいと、そういうふうに質問しているんです、そのときに。その当時の村長さんはどういうふうにあれしたのか。そのときに私もちよっと嫌み言ったんです。嫌みというわけではない、嫌なこと、聞きづらいことを。天栄村から報酬もらっている方々で、村外に住んでいる方いっぱいいるでしょうと。そういう方々はふるさと納税しているんですかとも聞いたんですよ。言っている意味わかるでしょう。天栄村で報酬もらってて、まして長男坊であって、天栄村で小・中学校、高校、大学まで出してもらって、村外に住んでいて天栄村で報酬もらっている人いるでしょうと。そういう人はふるさと納税しているんですかと、その辺聞いたんですよ、私。そうしたら村長は、「あまりいい方策でないからそういうことはしません」と言ったの。私はそういうつもりで言ったんじゃないですよ。

結局ふるさと納税というのは、結局は天栄村に生まれ育って、天栄村で幼稚園、小学校、中学校、高校、大学と育ててもらって、そして東京なり神奈川なりそういう大都会に行って一生懸命働いておりますわね。そして、自分のお世話になったところに結局は寄附しようというのがふるさと納税なんですよ。こんなすばらしいふるさと納税ができたんですよと、そのとき言っているんですよ。それは、そのときのことですけれども。

そして今回は、結局はふるさと納税に対しては、湯川村みたく、2万円送ったならば米1俵をお返しにするということをやったならば、そうしたら100万だったのが4,000万に増えたと、そういう例がありますよとこの前言いましたよね、12月に。けれども天栄村には米ばかりじゃないでしょうと。ゴルフ場もあるし、今の温泉地もあるし、あと今の酒もあるし、リンゴもあるし桃もあるし米もあるし、いろいろなやつをパンフレットなり何かをつくって、そうしてそのやつを見て、そのやつで欲しいやつをもらうようにしたらどうですかって。それを3月にやりますと言ったら、3月にはできないから6月まで待ってくださいということで、3月にしないで6月まで待っていたんですよ。そのパンフレットというのはできたんですか、それとも、どうなんですか、村長さん。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

今の、パンフレットができたのかというお尋ねでございます。お手元にお配りしました村議会提出資料の中の3ページから6ページにかけて、こういう形の資料なのでちょっと見づらいかもしれない、完成品としてはA3版の裏表というような形でもってパンフレットとな

る……

〔「なぜ出さない」の声あり〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） それは同じ、これです、3ページから6ページが、これパンフレットということで、まだ業者発注まで至っていないので、今現在まだ原稿のカラーコピーという形で申しわけございませんが、これで確定というようなことで、業者発注でパンフレット印刷という形に持っていく計画でございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） だから、3月に一般質問と言ったならば、それでは無理ですから6月まで待ってくださいと言ったから6月まで待っていたでしょうって。今作成中だと言うんだ。作成中のやつ、議長よろしいですか、ちょっと見せてください。来ていないです。

〔「入っていますよ」の声あり〕

○7番（熊田喜八君） これ、私の言っているのは、こういうやつじゃないんですよ。私が言っているのは、パンフレットというのはこういうパンフレットじゃないんですよ。このパンフレットの中にいろいろ入れるんですよ、この中に。これ見ますと、何か、例えばおまかせコース2万円、おまかせコースって何なんですか、これ、おまかせコースというのは。おまかせコースってありますよね、5,000円から。この中のおまかせコースなんですか、これ。

そうじゃなくて私の言いたいのは、この中に、よろしいですか、この中にいろいろな品物が入っているわけですよ、例えば、これ桃とかリンゴなんか入っていないですよ。そういうのをいっぱい入れて、これは3,000円のお品物ですよ、これは4,000円の、組み合わせて。だからおまかせコースじゃなくて、ふるさと納税をした人がその中から選べるようなパンフレットにしてもらいたかったんですよ。そういうパンフレットですよ。

これでは何か村のほうで決めているでしょう、これ。何かその三大ブランドとか、福島牛1キロとか清酒2本とか、4合瓶とか、こういうのじゃなくて、こういうのもありますよ、この中から自分でこれとこれとこれと選んでくださいと、そういうふうにすると、例えば酒の飲まない方もいるわけでしょう、ふるさと納税した方には。私は米だけでいいという方もいるわけでしょう。これ米10キロじゃなくて、私は例えばここに対して、2万円だったら1万円のお返しあるならば、じゃ、米60キロもらったほうがよろしいんですとか、だから私の言いたいのはこちらで決めるんじゃないくて、ふるさと納税した方に、そこにパンフレットをやったとき、その中で選んでください、そういうふうな、ふるさと納税した方の立場になってやってくださいということなんですよ。これでは何かわからないでしょう、これ。

聞きますけれども、おまかせコースというのは、何と何と何と何と何入っているんですか、教えてください。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

まず、今、議員がおっしゃるおまかせコースと、それから選択コースということなんですが、まず金額別にに応じておまかせコースというのは、お返し物は村のほうにお任せするので、あとは村にお任せしますという、そういう意味合いでのおまかせコースでございます。

それから、選択コースのほうもございまして、お任せじゃなくて自分でこれを選んだと、こういったお返し物が欲しいんだといった、その選択コースと2つ選べるような、そういう形にしたものでございます。

それが、説明資料の5ページをごらんになっていただきたいんですが、例えば5,000円コースについてはもう1つしかないんですが、1万円以上であれば、お任せであれば特産品の詰め合わせというようなことで、これは4ページにありますようなそういった野菜とか、あるいは村の特産物、そういったものの詰め合わせというようなことで、セットとしてお返しをします。それから、おまかせコースになりますと、天栄産のお米も10キロ程度ということで、これがお返し物はもうお任せするからということであれば、こういった内容をお返ししますと。

それから、いや、お任せじゃなくて選択だといった場合には、①を選んだ場合にはお酒、清酒2本4合相当、それから、そうじゃなくて②番を選んだ場合には、村三大ブランドの特産品だと、幾つかこの1万円であれば、3つほどの選ぶ中で、希望するほうに記載していただくと、そういった仕組みをつくったつもりでございます。

〔「品物は何と何が入っているの」の声あり〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） この特産品詰め合わせについては、左にも若干あるんですけども、村の野菜、それから加工品、それからリンゴジュース、そういったもろもろのもの、あとはお菓子類、そういったものを村の特産品という形で詰め合わせをお返しする考えでございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） だから先ほど言ったように、この中に1万円の場合、例えばこの酒あるわね、酒はこれ寿月だったら3,000円ですか、3,000円ですよ。この日の出屋のまんじゅうですか、これは2,000円ですよ。これは2,000円とこう書いてあるわね。あとこの季節の野菜、これは例えば2,000円ですよ。この上の今度はあまぎけとか凍み餅とか何かありますわね、このセットは3,000円ですよ。その中で今度は米ありますよね。米は、例えば10キロが1,000円とか20キロが2,000円とかそういうふうに分けて、そして1俵の場合は1万とかとそういうふうにして、その中から自分が選べるようにしたほうがよろしいですよと言っている

んですよ。

ふるさと納税した方が、自分で組み合わせをできるようにしてあげたほうがいいですよという意味、わかりましたか。そうすると、このページでは足りないですよ。

宿泊、この旅館の場合は、これここにいっぱい入れてありがたいんですけどもね、こういうふうに。これは宣伝になるからいいと思いますよ、こういうふうに入れてあげるの。そしてここに、1泊の場合は例えば5,000円ですよとあって、そういうふうに金額を入れてあげないと、その中でゴルフの場合は料金が6,000円ですよとかと入れてあげると、じゃ、旅館に泊まって、ゴルフやって、そして米もらって、そうすると3万円あれば全部ふるさと納税できるんだと、そういう組み合わせをふるさと納税した方々に判断してもらえるような方法でないと、これは増えませんよ、そういうふうにしなないと。

結局は、ふるさと納税した方の魅力のあるようなパンフレットにしなくちゃだめだということをお私言いたいですよ。こちらでおまかせコースでやります、酒の飲まないところに酒を入れたり、そうでしょう。だからおまかせコースでなくて、あくまでもそのふるさと納税した方が、5万円したらば2万5,000円の返品なんだから、2万5,000円のやつを自分で選べますよ、そういうふうにするかしないか、答弁してください。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

パンフレットのほうは、金額ということよりも半返し相当ということでございます。それで、資料の2ページをお開きいただきたいんですが、2ページの中で、これは資料なものですから金額も全て入れさせていただきました。パンフレットの中には入っておりませんが、全て、1万円だったらトータルすれば5,000円相当のものをお返しすると、そういったものを大体、寄附された額の半分相当をお返しすると、そういったものを計画しております。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 村長、聞きます。私の言うのは、お客さん、お客さんとはそのふるさと納税をしてくれた方が、このやつが欲しいとか、このやつが欲しいとか、私は米だけでいいんだと、いろいろな組み合わせなんか要らない、米だけでいいんだ、米1俵もらいたいんだと、そういうふうにできるようにしてくださいと言っているんですよ。ここに金額が書いてあるから、ここで組み合わせしてくださいじゃなくて、私の言っているのは、だからお客さんが選べるようにしてくださいと言っているの。

そうしないと魅力がないでしょう。だからそういうふうにやりますかと今聞いたの。これ見てください、これ見てくださいと、これ見てはわかりませんよというの、もらった人は。どうなんだろう、どうなんだろうって。そうしたらばパンフレットに入れて、これは3,000

円です、これは5,000円です、これは6,000円です、これは5,000円ですという、これとこれとこれで3つでちょうど2万5,000円になりますかねと、そういうふうになるわけでしょう。そういうふうにしてあげてくださいというんだから、そういうふうにしてくれますかと聞いているんです。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、ふるさと納税してくれる方が選択できるような形で、それは持っていくのは当然、今ある素材の中でつくったカタログはこういうようなカタログなんです、これから村の中の特産のその野菜、あとは果物等々、これからできたものをやっぱり写真を撮って、よその物を撮るんじゃないで、それでバージョンアップしながら選択肢を持たせるような形で、議員おっしゃるような形で今、進めるようにはしておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 私もこの前、4月5日ですか、石破大臣が出て、ふるさと納税に対して新報道でやっていましたよね。あのときに聞きましたけれども、今度はそのもらったお金を何に使うかなんですよね。少子化対策に使うとか、高齢介護に使うとか、その金は。あと今度は奨学金に使うとか、そういうお金に使うんですよ。何か、桜の木植えますからとかいって金を集めたところもありますよね、駅前に桜の木を植えますからとか。別に私は、桜の木を植えたからそういうことを言っているわけじゃないですけども、結局はその金を今度は何に使うか。

あとは、天栄村の場合は、いろいろ豊富にあるからすごくやりいいんですよ。何にもない村があったでしょう、何もない、うちには何もないんだと。そうしたら、そこのボタ山という炭鉱で、焼き肉のたれがおいしかったからと。焼き肉のたれをメインにして、それに今度は宮崎牛を入れてセットにしてやりますよと。

平戸町ってありましたよね。あそこは3万人ですよ。あのテレビに出たおかげで、140億集めてる。言っている意味わかりますか。今度は出身でない人、どんどんすごいですって。

だから、こういうことは先にやったほうが勝ちということじゃないですけども、まだまだ天栄村の場合は、そういうふうに豊富にある、スキー場もあるゴルフ場もある、それに旅館もある、犬と一緒にレジャーの森もある、そういうところも宿泊できますよ。今度は果物もある、三大ブランドもあると、そういうふうに天栄村の場合いろいろあるんですもの。何にもなくてどうしよう、どうしようと役場の職員が駆けずり回ってやっている、そういう

のがあるんですよ。ふるさと納税対策課とかって課をつくってやっているところもあるんですよ。

課長1人でやったってしょうがないでしょう。それはちゃんともうふるさと納税額、そして目標額をつくるんですよ、2億とか3億までやるんだと。そしてこのパンフレットだって、送っただけじゃだめなんですよ。今度は各家庭に、天栄村の家庭にこういうのがありますから、自分の親戚や知人の方にこういうふうに、例えばですよ、天栄村に10万の納税してもらえば、6万円までは控除になるんですよ、たしか今は6万ですよ、500万以上の場合は。そうすると、6万控除すると2,000円しかとられないわけですよ。そうすると5万8,000円は村に入ってくるわけですよ。その中から2万5,000円の品物をくれてやってもまだ天栄村には2万8,000円の収入が入るわけでしょう。だから、そういうこともいろいろ考えてみてください。そして、とにかく魅力ある村だ、そして天栄村に来てもらうことが大切なんですよ。

課長さん、1人で考えないで、あなたはいろいろなことがあるから、総務課長さんだから、そうじゃなくて自分の部下にこういうのがあるんだけど、何かいい方法考えてくれとか、何かというと、若い人は若い人なりにまた考えがありますよ。自分で一生懸命何でもやるといったって、そればかりにかかってないから6カ月もかかるんですよ。専門家の人に、例えば自分の総務課でも産業課なんかともタイアップして、産業課から1人、総務課から1人、ふるさと納税というの、これ一生懸命考えてくれと。そしてパンフレットなんかも、例えばよそのパンフレットのやつとかから、そのパンフレットもらったことありますか。そこに電話かけたことありますか。ないでしょう。俺はかけましたよ。パンフレットくださいと言ったらそれは勘弁してくださいと言われましたよ。パクられるからかもわからないですけどもね。

だから、パンフレットももう少しきめ細かく、3ページ、4ページぐらいにして、天栄村の先ほど村長さんが言ったように、天栄村の地場産品をいっぱい入れるんですよ。そして村長さんもやると言ったからくどくは言いませんけれども、とにかく頑張ってください。

これは恐らく天栄村の目玉になると思いますよ。今考えれば、平成21年の3月にやってもらえば、とくに天栄村あたりはもう、10万か20万ぐらいのふるさと納税入っているんじゃないですか。くどいようになりますけれども議長、とにかく頑張ってください。

私の一般質問は終わります。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君の一般質問は以上で終了いたします。

ここで暫時休議いたします。

11時20分から再開します。

(午前 11 時 12 分)

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前 11 時 20 分)

◇ 大須賀 溪 仁 君

○議長（小山克彦君） 1 番、大須賀溪仁君の一般質問の発言を許します。

1 番、大須賀溪仁君。

〔1 番 大須賀溪仁君質問席登壇〕

○1 番（大須賀溪仁君） 天栄村議会規則第61条第 2 項に基づき一般質問を 3 点行います。

1 点目、移住・定住の促進について。

現在、都市部の若者を中心に農山漁村への関心が高まっており、移住に関心を持つ人たちは決して少なくありません。本村において、地域農業の担い手の高齢化や後継者不足が進行する中、農業及び関連地域産業の衰退を防ぐため、意欲ある若者を受け入れ、新規就農者の育成と移住・定住を促進する取り組みや、田舎暮らしを希望する都市住民を受け入れ、地域社会の活力を取り戻す取り組みを行う必要も感じているところでございますが、村としての考えを伺いたい。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 1 番議員の質問にお答えします。

我が国の農業従事者の平均年齢は66.7歳であり、著しい高齢化が進行しております。その要因の1つは後継者不足であり、本村においても例外ではございません。

村では、都市との地域間交流を目的として、平成17年より緑のふるさと協力隊、地域おこし協力隊を雇用し、延べ10名を受け入れてまいりました。震災の影響もあって、近年は募集しても希望者がなく空白期間がございましたが、本年は応募があり、6月より女性1名を採用することが決定しております。

東日本大震災に伴う福島第一原発事故の影響により、風評被害や近年の米価の下落は、農家の生産意欲に大きな打撃を与えており、地域農業の担い手の減少が課題となっております。

このような状況を解消するためにも、移住・定住による地域活性化は重要な施策の一つであり、現在、空き家の調査等を行い、受け入れ体制の整備を進めているところであります。

今後は、魅力ある農業の推進を図るとともに、緑のふるさと協力隊、地域おこし協力隊を積極的に活用するとともに、受け入れ体制の整備を行い、都市部からの移住・定住について福島県等関係機関と連携を行い、推進してまいりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 意欲ある若者の受け入れという事柄で、今年度、天栄村に地域おこし協力隊が1名採用とお聞きしました。またその再募集もしているということなのですが、何名体制でどのような活動を行いたいとお聞きします。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） ただいまのご質問に関しましては、地域おこし協力隊の人数と今後の活動ということでございますが、現在、当初3名というふうなことで予定をしておりましたが、なかなか余白期間がありまして、ようやく今回1名ということになっております。できれば、女性の方が今回いらっしゃいますので、女性の方をあと1名から2名追加で募集をしまして、その方々に村内の農業経営者の方々のお手伝い、あとは地域の活動をしているふるさとおふくろの会等のそういったお手伝い、あとは道の駅等、そういった村のPR、あとは村の活性化のためにお手伝いをいただけるような準備をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 地域おこし協力隊、平成26年度は1,500名が全国で活動しておりました。4割が女性、8割が20代、30代、1年から3年の任期終了後に6割近くの方がその地域に定住している模様です。さらに、28年度は3,000名になる見通しとなっています。

地域おこし協力隊の地域協力活動の例としまして、地域おこしの支援、地域行事やイベントの応援、伝統芸能や祭りの復活、地域ブランドや地場製品の開発・販売・プロモーション、空き家店舗活用など商店街の活性化、都市との交流事業、教育交流事業の応援、移住者受け入れ促進、地域メディアなどを使った情報発信等、さらに農業、水産従事活動としまして、農作業の支援、耕作放棄地再生、地区産業支援など、また水源保全、監視活動としまして、水源地の整備、清掃活動、環境保全活動としまして不法投棄パトロール、道路の清掃と、また住民の生活支援としまして見守りサービス、通院、介護、買い物のサポートとその他健康づくり支援、野生鳥獣の保護管理、有形民俗資料保存、婚活イベント開催等など、このようにさまざまな分野で活動が期待されております。

6割近くが定住という数字が出ているわけですから、受け入れのために生活環境の整備が必要と感じます。空き家対策特別措置法が成立し、村でも空き家の実態調査が始まっていると思いますが、調査結果はいつごろ出るのでしょうか、もう出ているのでしょうか、お伺いします。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

間もなく委託業者に発注をしまして、それから調査に入る考えでございます。いつごろになるかというふうなご質問でございますが、予算的には今年度3月までの予算でございますので、できるだけ早い時期に報告できるようにしたいと思っております。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 本村には工業団地もあるわけでございますから、そこに勤めている人たちにも住まいの場を提供できるのではないかと考えております。ぜひ、空き家の活用や、村営住宅の問題の改善等も考えていただきたいと思っております。

新規就農のことでちょっとお聞きします。

新たに天栄村に来て、独立で農業をやりたいという方々にはどのような支援制度があるのか。都道府県単位では制度があると思いますが、村独自の支援制度があるのかお聞きします。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） ただいまのご質問でございますが、新規就農者に対する支援制度があるのかというふうなことでございますが、現在、村としましては、県の新規就農支援制度、そちらのほうを活用して行っております。村独自というものはございません。こちらにつきましては、村のほうで行っておりますのは、普及所なりと、そういった新規就農者への営農指導、または経営指導といったものを手厚く行うことによって、その経営の安定を一刻も早く図っていただくというようなことでの指導を行っております。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） それでは、独立でひとり立ちできるまで、ある程度村のほうでも支援をしていただけるという感じでしょうか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

こちらにつきましては、県のほうの事業が3年間の事業というふうな形となっております。それ以外に、新規就農者の営農指導というものにつきましては、農協、あとは普及所なりと現在も継続して続けるというふうなことでやっておりますので、ある程度、軌道に乗るまでというふうな形で考えております。また、軌道に乗りましたら、そちらのほうにつきましては、認定農業者のほうへ移行していただくというようなことでの考えを持っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 新規でその就農をする場合は、とりあえず何の認定も要らないということによろしいのでしょうか。農業を始めてからその認定農業者制度を利用するという形をとっていくことになるのか、お聞きします。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 新規就農につきましては、条件がございまして、県の制度ですが、35歳までを対象としております。こちらにつきましては、新規就農認定者というふうな制度がございまして、そちらのほうに登録をさせていただいて、県のほうの指導を受けるというふうな形になります。それが終われば、今度は新規就農認定者が完了すると、認定農業者というような形で移行していくというふうな流れで現在進めております。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 役場さんには、新規就農したいという問い合わせとか、現在あるのでしょうか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 現在、通いではありますが1件、鏡石から天栄村でキュウリ農家を行っている方がいらっしゃいます。こちらにつきましては、天栄村のキュウリ技術が学びたいということでこちらのほうに来て、新規就農をしております。また、長ネギですが、そちらのほうでは問い合わせもありまして、新規就農したいという問い合わせは、一、二件ございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 新規就農者、または農業関係以外の方でも、村内に定住、移住したいという方もいるでしょうから、多くの方が定住、移住したいと思う魅力ある村づくりを進めてもらいたいと願っております。

1の質問に関しましては以上で終わります。

それでは2点目、情報通信の利活用について。

現在、村では総務省の方々と天栄版スマート農業マッチングシステム、携帯電話や公衆無線LAN整備のために会合を重ねておりますが、どのような構想を練っているのか、また進捗状況を伺いたい。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 2番目のご質問にお答えいたします。

村では、村内で生産される良質な農産物や加工品を、地産地消により村の特産として村内

の旅館等で利用できるよう取り組んできたところであります。今後も農業と観光を効果的に結びつけ、地域の振興を図るための施策を展開していかねばなりません。

このたび、総務省が沖縄県久米島町においてモデルケースとして導入した、ICTを活用した地産地消システムを、地元食材の活用による天栄ブランドPRプロジェクトとして天栄村においても導入し、タブレットを用いた生産者と旅館等消費者とのマッチングを行い、配送や販売を担当する事業者が仲介するオンラインショップを、今年度、総務省の予算で実証を行います。

現在は、実証に協力していただける村内旅館及び農家等を選定し、小規模からでもスタートできるよう取り組みを進めているところです。

今後もICTに限らず、あらゆる可能性を検討しながら農業、観光の振興に取り組んでいく所存でございます。

次に、携帯電話や公衆無線LANの構想についてであります。携帯電話では鳳坂峠において、東北総合通信局及び携帯電話会社と現在の電波状況を確認し、峠内での電波の改善を進めてきているところであり、今後は、鳳坂トンネルの開通とあわせて、トンネル内でも通話できるよう、現在、関係機関に働きかけを行っているところです。

次に、公衆無線LANの整備状況であります。今年度事業において役場庁舎、生涯学習センター、湯本支所、道の駅季の里てんえいなどの公共施設に公衆無線LANを設置し、昨今、急激に普及しているスマートフォンやタブレット端末を利用して、インターネットに接続できる環境を整備する予定であります。

今後、旅館や店舗などの各事業所が、村が整備する公衆無線LANのグループに参加することで、公衆無線LANの接続箇所の増加や接続時間の延長が図られ、村内の観光情報をこの公衆無線LANから一体的に発信することができるなど、利用者、事業者相互にメリットが図れるよう整備を進めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） スマート農業についてですが、野菜の集荷、配送業務をするに当たって仲介業者をつくらしたいと思います。仲介業者とはどのような方を予定していらっしゃるのかお聞きします。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） ただいまのご質問の内容でございますが、スマート農業における生産者と実需者の間を結ぶ部分での仲介というようなことでのご質問だと思います。

こちらにつきましては、現在、村内のそういった商店というふうな形も考えてはおるんで

すが、現在、村の農産物を取り扱っている部分、直接農家から買入れをしているというふうな部分でございますと道の駅が2つございます。そちらのほうに現在は、当初始めるに当たっては、道の駅が農家の方との直接の取り引きがあるということで、そちらを予定したいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 道の駅が現在取り扱っている野菜を集荷、配送という形でよろしいでしょうか。民間業者に競合とか、民間業者を圧迫させるようなことはないでしょうか、ちょっと心配しますが、お願ひします。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） ただいま議員ご質問の中にありますとおり、農家の野菜をそのまま実需者に運ぶというふうな中で、村内のそういうふうな野菜を扱っている事業者さんを圧迫することはないのかというご質問だと思いますが、そちらは、やっぱりそのようなことのないように、品目を選定しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

今回、実証というふうなことで、小規模でも行うというふうなことでテストケースを始めるわけでございますので、最初のところでなるべくバッティングしない中での野菜等の、特産品の取り扱いを行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 道の駅が仲介業者となりまして、実証実験始まるということですが、今後、これから地域おこし協力隊などを活用するに当たりまして、その中間業を任せることもできるのか、また、そういう考えがあるのかお聞ひします。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） ただいまのご質問は、仲介業者に地域おこし協力隊等のそういった部分で任せることができないのかということですが、現実的には決済業務等が入ってきますので、店舗の中での決済ができる、そういった部分でないとなかなか難しいであろうというふうなことで思っております。ただ、そういった別の事業体を結成するという可能性も探りながら、今後は進めていくというふうなことで思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 了解しました。このシステムが軌道に乗った場合、例えばデマンド交通や教育関係にも導入させる考えがあるのかお聞ひします。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

ただいまのご質問、今回の天栄版スマート農業、これの進みぐあいによっては今後の発展性どうなんだというふうなお尋ねと思います。デマンド交通そういったものも、情報通信としては有効な手段かなというふうに思います。今回のスマート農業の進捗というか実証の結果を踏まえて、今後考えていきたいと思います。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 学校関係で取り入れたりとか、そういう考えはありますか、教育長。

○議長（小山克彦君） 教育長、増子清一君。

[教育長 増子清一君登壇]

○教育長（増子清一君） お答えいたします。

今、総務課長がお話ありましたように、今後の進展を見てでない、なかなか難しい点があるのかなというふうな形で考えております。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 了解しました。タブレットを使用するようになると思いますが、使いなれば非常に便利な物だと思っています。高齢者や子供の安否確認も利用できるものと思っています。

今回、モデル事業で試験的な取り組みですが、地産地消につながりますし、観光情報の発信や災害時にも役立ちます。また、新たにICT機能の誘致の可能性も出てくると思われます。公衆無線LAN、携帯電話のアンテナ設置の整備を、ぜひこれからも進めていてもらいたいと思います。

2点目の一般質問は以上で終わります。

○議長（小山克彦君） ただいま一般質問の途中でありますが、昼食のため、午後1時30分まで休みます。

(午前11時46分)

○議長（小山克彦君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 3点目に移ります。観光・商業振興について。

4月からふくしまデスティネーションキャンペーンが始まり、また6月1日より観光意欲の喚起及び地域における消費拡大を図るため、県が「福が満開、福のしま。」旅行券を発行

しました。

そこで、昨年の4月、5月と比較して宿泊施設、また道の駅等の観光施設の集客数はどの程度伸びたのか、DC効果はどのようなものか伺いたい。旅行券に関しても、村内の宿泊施設は登録漏れなく全登録してあるのか伺いたい。

また、本村においても地方創生事業でプレミアム商品券を発行しますが、いつごろの予定か伺いたい。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 3番目の観光・商業振興についてであります。4月1日から6月30日まで、ふくしまデスティネーションキャンペーンが開催されています。昨年の4月、5月と比較しますと、宿泊施設で6.3%の伸び、道の駅では8.9%の伸びとなっております。

ふくしまデスティネーションキャンペーンにより、福島県に少なからず注目が集まり、集客が伸びたものと思われま。

また、6月1日より県が「福が満開、福のしま。」旅行券を発売し、第1期分の販売が終了しているところです。旅行券が使用できる宿泊施設としての登録につきましては、全旅館に周知を行い、登録を推進したところ、5月27日現在、村内20軒の宿泊施設が登録されています。

地方創生事業でのプレミアム商品券の発行についてでございますが、天栄村商工会への委託事業として、7月ごろ実施したいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 宿泊施設、観光施設ともに10%近く、または6.3%という数字が伸びてきております。これも今まで行ってきたキャンペーン活動、PR活動の成果だと思っておりますので、今後とも継続よろしくお願いいたします。

旅行券、新聞やニュースでも放送されましたが、コンビニエンスストアで行列ができるほどの注目を集める商品です。福島県以外でも、同時期に旅行券が発行されまして、お客さんの奪い合い、競争が激しいのも現実でございます。企業努力が一層求められますが、村として村のホームページ、また観光協会のホームページでの旅行事業の掲載、またキャンペーンでの村内の施設情報の告知等、集客、誘客のためにできる限りの支援を今後ともお願いしたいと考えております。

プレミアム商品券に関しまして、村民の方々がすごく楽しみにしています。私も、いつ出るんだ、いつ出るんだと言われてましてちょっと困っている状況でございますが、7月ごろ発売ということでございますので、広報などを通じて早く告知していただきたいと思っております。

ます。

今後も、アフターDCと来年続きますが、観光、商業のさらなる発展のために努めていただきたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君の一般質問は以上で終了いたします。

◇ 大 浦 トキ子 君

○議長（小山克彦君） 次に、3番、大浦トキ子君の一般質問の発言を許します。

3番、大浦トキ子君。

〔3番 大浦トキ子君質問席登壇〕

○3番（大浦トキ子君） 天栄村会議規則第61条第2項に基づき一般質問をいたします。

1、今年度の国保税は引き下げるべき。

平成30年度に、国保の運営を市町村から都道府県に移管することが、今国会で可決成立した。村は、多額の国保基金を残しており、県に移行する前に加入者に還元し、国保税を引き下げるべきと思いますが、次の点について伺いたい。

1、5月31日現在において、国保基金は幾らになっているのか。

2、国保税は引き下げとなるのか。

3、加入世帯は何世帯か。また、1世帯当たり2万円の引き下げをした場合、国保基金の残高は幾らになるか。

4、25年度、26年度の繰越金は幾らか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 国保税についてお答えします。

1点目の5月31日現在の国保基金の額は、1億1,639万6,040円であります。

2点目の国保税は引き下げとなるのかについては、去る5月21日に国民健康保険運営協議会が開催され、平成27年度の按分率については、昨年度と同率との答申をいただきましたので、据え置きであります。

3点目の加入世帯は何世帯か、また1世帯当たり2万円の引き下げをした場合、国保基金の残高は幾らになるのかについては、平成27年5月31日現在における国保加入世帯は864世帯であり、この加入世帯の全てについて国保基金より1世帯2万円の引き下げをした場合、1,728万円を差し引いた額の9,911万6,040円となります。

4点目の25年度、26年度の繰越金は幾らかについては、平成25年度繰越金が8,950万6,818円であり、平成26年度繰越金については約7,000万円となる見込みであります。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 実は今回、平田村ですね、今年度1人当たり7,000円の引き下げをすることになりました。それで、1人当たりですから、1世帯3人とか4人の方もおります。そうすると3人で、1世帯当たり2万1,000円、これの引き下げということになりますね。

それで、担当課から、私直接聞いたんですが、積立基金がここの平田村は余りないんですよ、約3,000万なんです。3,000万ほどありますが、1,100万を取り崩しまして、それで引き下げをして、あと繰り越した分2,000万は一般財源に戻すと、こういう担当課からのお話がありました。

それで、30年度に国保の運営が県のほうに移管すると、こういう話も私がしました。そうしたら担当課の方が、それはわかっております。県から標準金を納めてください、こういうことを言われたときに、基金は少しはあったほうがいいですよ、少しは。基金から崩して納めるから、少しはあってもよいと。

私、自分の天栄村は1億以上あるんですよと話ししたんですよ。そうしたら、「えっ、それはちょっとあり過ぎですね」担当課がそう言っているんですよ、あり過ぎですねと。なおさら去年は米価が暴落、そして消費税8%の増税、こういうやっぱり村民のことを考えると、これは引き下げするほかないですよとこういう担当課の方からのお話でした。

天栄村はといえば、今言ったように1億以上あるでしょう。やはりこういうときは、今先ほど答弁にもありましたように繰越金もあるんですから、そういうことでやはりこれは税の据え置きということじゃなくて、引き下げをすべきだと思いますよ。

それで、ちょっと資料があるんですが、これは3年ほど前で県からの資料なんですよ。基金の残高一覧表というのがありまして、2011年ですから、国から県のほうに移行するというそういう案が出たときの資料だと思います。県内の59市町村の中で、村は15村あります。その中で、1億円以上村で保有しているところというのは天栄村だけなんですよ。あとは、8,000万とか、西郷村は8,600万ほどありますけれども、あと平田村3,000万、中島5,400万とか、村で8,000万ぐらいなんですよ。1億円以上持っているところありません。福島市だって6,481円、こういうふうになっているんですよ。

やはり、去年も税の据え置き、こういうことだったんですが、これは新聞等でいろいろ報道されていますが、村民は基金がこれだけあるんだから、やはりこういう厳しいときに引き下げるべきでしょう、どのように村が考えているんですかと私聞かれるんです、あちこち回っていくと。その点に対して引き下げじゃなくて繰越金があるんですから、先ほどの答弁では、26年度の繰越金が7,000万もあるでしょう。そういう答弁でしたが、7,000万あるんだったら1世帯当たり、加入世帯2万の引き下げをしても1,780万ですか、世帯ですと。そういうことでありますので、7,000万も繰り越しあるんだから、幾らかでも下げられることが

できるでしょう。そういう点は、今回は税の据え置きじゃなくて引き下げすべきだと思いますよ、私は。その点はどのように考えておりますか。答弁をお願いします。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

基金の取り扱いにつきましては、以前からお答えをしておりますとおり、直接的に国保税の引き上げを抑制する財源には当てられないという見解でございます。

それから、繰越金でございますが、26年度約7,000万円の繰り越しとなる見込みでございますが、このうち4,000万円につきましては、既に当初予算を編成している段階で予算を計上しておりますので、実質的に今回補正の財源となるのは、約3,000万円でございます。その3,000万円ですが、26年度の国庫負担金の精算として国に返さなければならないお金が1,000万円ほど見込まれておりますので、それはその3,000万から手だてをしなければならぬということで、実質2,000万円が財源ということになります。

今回の補正予算ですが、そういった可能な限り見込める財源を、国保税の上昇抑制に充てるという方針で編成をいたしまして、今回上程をしているわけでございますが、そういったことで按分率は引き上げせずに、去年と同じ率で国保税の按分率は決定できるという見込みとなったことでございます。ですので、繰越金につきましては、可能な限り国保税の抑制に充てているということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 先ほどの答弁では、繰越金が7,000ほどありますが、国に返さなくてはならない額があるので、実質的な財源は2,000万ほどあると。こういう答弁でありますね。2,000万あったら、先ほどから言っているように、1世帯1万の引き下げが可能でしょう。積立基金だってあるんですから。

ほかの市町村はそうやっているんです、財源から。ましてや、国から県に移行することになると、国保の運営はまだわからないというんですが、国保の運営の仕方というのはどのようになっているんですか。あと2年しかないんですよ、30年ですから。移行するのは2年しかないんです。だから、2万ずつ引き下げても1,780万として、1回で。全部引き下げにしろとは言っていないんですよ、基金。1年で2,000万ずつ崩しても4,000万であるでしょう、ましてや繰り越しもあるんですから。十分財源はあると思いますよ。全部使っちゃってなくしなということではないんですから。そういう点はどのように考えていますか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

平成30年度以降でございますが、県に移管するというお話がございますが、正確には県と市町村が共同で運営をして、財政運営など中枢的な部分を県が担うというような制度になります。

今回は、その法律に書かれていますのは、その制度の大枠でございますが、議員からあったとおり、県が今度は医療給付費については、責任を持って全額市町村に交付をする。そのかわり市町村は国保事業費納付金として、分担金的なものを県に納付をするという制度になります。その県に納付する納付金が、市町村では30年度以降は、国保税として被保険者の皆様から納めていただくというような制度になります。

その基金についてもご案内がありました。給付費については県が責任を持つということで、今度は県に国保財政安定化基金という基金が設けられます。医療費の抑制の伸び、そういったものがあつた場合は、県に設置される国保財政安定化基金から財源が補填されて市町村に来るといふようなことになります。

ですので、現在、市町村が設置している国保給付費支払い準備基金、天栄村ではこういう名称になっておりますが、そういう基金につきましては、現在の目的である保険給付費の支払いが財源に不足が生じた場合に取り崩すと、そういう目的ではなくなるということになるかと思ひます。ですので、30年度以降は、現在の基金については、議員からもお話もあつたとおり県に納める納付金の財源として取り崩すような、そういった条例を改正するなど、適切に対応をしていきたいといふふうに考えてはおります。

ただし、国保制度といひますのは短期的に終わるものではなくて、これから将来に向かつてずっと続いていくものであります。ですので、毎年毎年そうやって基金を取り崩していくと、いずれは枯渇して、今度はもう国保税の上昇を抑制する財源がなくなってしまうといふような状況もござひます。ですので、そういった将来的なものといひますか、長期的な視点に立って、国保基金の取り扱いについては考えていかなければならないといふような点も、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 将来的には、条例の改正も視野に入れて、改正に向けていきたいと、こういうお話でしたが、今、国保の条例といふのは、基金は1億1,000万と私、覚えていひますが、それ間違いござひませんか。

それで、1億1,000万なんです。これ30年から県に移行するということになると、大体その条例はどれぐらいの額に、1億1,000万からどれぐらい引き下げするんだか。まさか、以上になるということはないと思ひますが、大体そこら辺は、どの額ぐらいに考えておりますか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

現在、条例で定まっておりますのは、その積み立ての目安でございまして、現在の条文ですと、保険給付に要した費用の過去3年の平均額の4分の1を超える額というのが目安になっておりまして、26年度末でいきますと、その額が、積み立ての目安とする額が、大体1億3,100万円ということになります。

ですので、国保の現在高が、基金の残高が1億1,600万円ほどでございますので、現時点では約1,460万円ほど、その目安額からは不足しているというような状況であります。

また、30年度以降のその条例の定める比率につきましては、これはまだ正式に決まったものがございませんので、30年度開始までには詳細を詰めまして、適切に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） とりあえず、基金も1億以上ありますので、来年、再来年は引き下げに向けていただきたいと、このように思います。

1番目の国保問題は終わりにします。

2番目に移ります。

2、小・中学校給食費の無料化について。

給食費の無料化は、少子化、人口減少を食いとめる対策として、全国の自治体に広がっています。天栄村においても給食費が高い、何とかしてほしいとの要望が多く寄せられております。村はこの要望に応えるべきと思いますが、次の点について伺いたい。

1、小学校、中学校の給食費は、年額幾らになるか。また、小学生から中学生を通して兄弟のいる世帯は何世帯か。各学校ごとに資料の提出をお願いします。

2、給食費の保護者負担額は、総額で幾らになるか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 次に、2番目の小・中学校給食費の無料化についてお答えします。

給食は、広戸、大里、牧本小学校及び天栄中学校、天栄幼稚園については、学校給食センターで調理を行い、各校に配送、湯本小学校及び湯本中学校についてはそれぞれの学校で調理を行い、安全な給食、おいしい給食を提供しているところであります。

ご質問の1点目、小学校、中学校の給食費の年額であります。資料記載のとおり、学校給食センターで調理を行う広戸、大里、牧本小学校については4万6,900円、湯本小学校においては5万1,000円、天栄中学校においては5万4,600円、湯本中学校においては5万

5,000円となっております。

また、小学校から中学校を通して兄弟のいる世帯については、広戸地区が51世帯、大里地区が36世帯、牧本地区が36世帯、湯本地区が7世帯で、計130世帯であります。

2点目の給食費の保護者負担額の総額であります。村内4小学校、2中学校合わせて、2,277万3,900円となっております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 教育課長にお聞きしたいんですが、資料にあります兄弟のいる世帯、これは広戸、大里、牧本、湯本地区ありますが、これで2人以上いる世帯というのはありますか、2人以上、3人とか。

○議長（小山克彦君） 学校教育課長、清浄精司君。

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

○学校教育課長（清浄精司君） お答えいたします。

資料に記載している世帯につきましては、それぞれ広戸地区については広戸小と天栄中、小学校に2人いる世帯、あるいは中学校2人いる世帯、小学校と中学校にいる世帯とありますが、この中で3人以上ということによろしいですか。

〔「はい、いいです」の声あり〕

○学校教育課長（清浄精司君） 3人以上の世帯、ちょっと今、ここではっきりあれですけれども、概数で、全体で10世帯ぐらいはございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 実は、全国各地でこの学校給食費の無料ということで重立ったものをちょっと申し上げておきたいと思います。

兵庫県の相生市では、市立の幼稚園、小・中学校の給食を無料化、市・私立保育園についても給食費分を助成して、事実上幼稚園、保育所、小学校、中学校で給食の完全無料化が実現しております。あと、山口県和木町、これは戦後すぐから財政を町民に還元するということで、きょうまでずっと幼稚園、小学校、中学校の給食無償化。あと東京都江戸川区、これは昭和49年から東京23区で唯一学校給食費の一部、3分の1、これを補助しております。あと、北海道三笠市、これは平成18年度から小学校の給食費を無料化です。茨城県大子町、平成21年10月から小・中学校給食費の無料化。埼玉県小鹿野町、平成21年4月から第2子以降、小・中学校の給食費の無料化。群馬県南牧村、平成22年4月から公立校の給食費を無料化。和歌山県新宮市、平成22年度から小学生2人以上いる世帯に対し、所得に関係なく2人目から給食費を免除。こういうふうには、ほかの市町村は、自治体はやっぱり少子化、人口減少、これを食いとめる政策として一生懸命やっているんですよ。

それで、県南地区は石川町、これが小学校、中学校に対して2分の1の補助を出しており

ます。小学校が740人のところ1,885万6,000円、中学校430人のところ1,197万の補助を出しております。あと、平田村、これは3分の1の補助を出しております。小学生314人に対して530万、中学生178人に対して330万の補助を出しております。こういったことをほかの自治体はやっております。

やはり、村も何らかの完全無料化と最初からということは難しいかもしれません。2分の1でも3分の1でもいいんですよ。そういうことを考えておりますか。どのように考えておりますか。

○議長（小山克彦君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） それでは、教育委員会のほうの立場として今のご質問にお答えさせていただきますと思います。

今、議員おっしゃるように全国の自治体に無料化が広がっているというふうなことで、それが少子化、人口減につながる対策だというようなお話をいただきましたけれども、全部の市町村が同じことをすれば、これは同じくなってしまいます。そういうような意味においては、我が天栄村教育委員会においては、今年度のスローガン、「少し不便けれども魅力いっぱい天栄村」というふうなことで、給食以外でその魅力を、天栄村の魅力を引き出しながら、少子化、人口減、そういうようなものの対策をしていきたいというのが一つでございます。

あと、もう1点、給食費につきましては、ご存じのように、給食法という法律がございまして、その中で、前半の議会の中でご承認いただきました学校給食等運営費関係につきましては、これは村が負担するというふうな形になっております。そして、いわゆる給食費というものは、本当に食べる食材だけを保護者のほうに負担していただいているというふうなことになります。そういうふうな意味におきましては、やはり教育というふうな分野で考えた場合に、給食はただ食べさせるというだけではございません。今、給食を通して食育、あるいは感謝の心、そういうふうなものも育てているところでございますので、その給食費の食材につきましては、そのほかにつきましては村で負担しておるものですから、その食材につきましては、ぜひ保護者のほうに負担を願いながら、食育、そしてその食を通じた感謝の心、そういうようなものを育てていただければなど、そういうふうにご考えております。

また、なかなか給食費が納められないというふうなことを、議員、恐らくそういうような家庭について心配なさっているんじゃないかなと思うんですけれども、それにつきましては、現実的に生活保護法において、要保護者については教育扶助というふうなことで、給食費については免除されます。また、それに準ずるというふうなことで、学校教育法の19条には、就学困難な保護者がいた場合、そういうふうな者につきましては、要保護に準ずるいわゆる

準用法というふうなことで、市町村は援助を与えなければならないというふうなことになっております。そういうふうな関係上、今お話したような家庭については、給食費は全部納まっている状況でございます。一時、給食未納の問題については、納められる家庭が納めないというふうなことで社会問題になった経緯もございます。そういうふうなことを考えたときに、やはり全部無料にするのがいいのかというようなことを、教育委員会の立場から言わせていただければ、やっぱり教育上、そういうふうなものも若干加味しなくちゃならないんじゃないかなというふうなことで考えております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 先ほど教育長のほうからもいろいろ考えておりますと、生活保護所帯という方には給食費を免除しておりますと、そういうことのお話もありましたが、今度村長にお聞きします。

てんえいジュニア応援金、3月予算でとりましたね、1人当たり5万円。高校進学 of 支度金として285万ということで予算が上がっております。こういうことに使うのなら、高校はもう義務教育終わりです、高校になったら。中学卒業まで義務教育なんですから、幾らかでもそちらのほうに使ってもらったほうが、皆さんは喜ぶと思いますよ。ジュニア応援金に1人当たり5万円使うとか、出すとか。みんな給食費無料化でほかの自治体はもう一所懸命やっているんですよ。3分の1だって2分の1だっていいんです。そういうところに使っていただいたほうが、皆さん喜ぶと思います。

今、ワーキングプア、働く貧しい人、今は問題になっております。年収200万以下の方が急増しております。そういったことは、なかなかそういうことで今、先ほども、大体、おおよそ10世帯ですか、3人子供さんのいるところ。小学校と中学校はちょっと若干違いますけれども、3人だと1人5,000円だとしたって1万5,000円の給食費がかかるんですよ。保護者の方大変だと言っています。そういうことをやっぱり考えるんだったら、高校進学じゃなくてこういうところに回してもらいたいです。村長はどのように思っていますか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員おっしゃる給食費の無料化、ジュニア応援資金というのは、根本的に考え方が違っております。ジュニア応援資金というのは、小・中学生、これは児童手当が出ておりますよね。中学校卒業すれば、もう児童手当が出なくなります。そういう方々について、村として支援しましょうというようなことで、これは制定したものでございます。

子育て支援策、村ではいろいろな支援策もしております。そういったことも含めて、よそがやったから、じゃこれをやる、天栄村独自の支援策というのも当然これあるわけですから、

そういったところを手厚くやっているものですから、そこはご理解をいただきたいなと思います。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 村長からはいい答弁はもらえませんでした。とにかく幾らかでも補助金、全額無料ということは言っておきませんが、幾らかでも、やはりこういう苦しいときは、そういうところを村のほうは保護者の方に、幾らかでも補助金を出してくれると、そういう政策をやっていただきたいなと思います。

次に移ります。

3、バス通学への定期券の補助について。

村では、小・中学生に対して、2キロメートル以上の学生に対して定期券の2分の1の補助金を支給しておりますが、村民からは、2キロメートル以内の学生にも支給してほしいとの要望が出されております。村としてはどのように考えているか、次の点について伺いたい。

1、小・中学生で定期券を使っている生徒は何名になるか。

また、定期券の補助金は、総額で幾らになるか。

○議長（小山克彦君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答えいたします。

次に、3番目のバス通学の定期券の補助についてお答えいたします。

定期券の補助につきましては、村内小・中学校に在学し、遠距離を路線バスを利用して通学している児童または生徒の保護者に対して、保護者の負担の軽減を図り、義務教育の円滑な運営に資することを目的として、天栄村立小中学校児童生徒に対する通学費補助金交付規則により、その要件を定め、補助を行っております。

小・中学校で定期券を使用している児童・生徒の数であります。小学生が62名でございます。中学生は自転車通学のため、定期券の利用はございません。

また、定期券の補助金の総額であります。補助金の総額は、各学期末に学校から補助金の交付金申請書が出て、額が決定いたしますので、現時点では確定はしていません。であります。年間で129万9,000円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 実は、牧本小学校に通学している生徒の保護者の方からこういうお話がありまして、議会でぜひ取り上げてくださると、こういう要望がありました。

補助金が2キロメートルの境目で、補助金が矢中までは出るんですね、矢中まで。その先の八幡前という停留所、そこから出て、矢中までは出ないということです。失礼しまし

た、反対ですね。矢中までは出ない、2キロメートル以上でないから。そうすると、補助金が出ないから定期券を買えなくて歩いて行くようになったと。登校どきが、5人から6人で集団登校ですって。帰りはバスで帰宅。そういうことがありまして、これが今、全国各地で話題になっております誘拐されたとか、殺人事件とかありますので、やはり保護者の方は、誘拐されたんじゃないかと、そういうことで心配していると言うんです、いろいろ。

スクールバスがあれば、なおいいということなんですが、湯本のほうはスクールバス通っていますけれども、スクールバスというと、なかなか村のほうとしても予算としてはどのように考えておるか。ちょっと金額的にはするんじゃないかなとは思いますが、そういうことで、やっぱりこの保護者の方は、キロ数に関係なく定期券を使った方には半分の補助、それを一律にしてもらいたい、こういう、そのあるんですよ、要望、キロ数に関係なく。そうすれば、登校時間も下校時間も安心してバスで通われます、そういうことを要望がありますので、その点はどのように考えておりますか。

○議長（小山克彦君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答えいたします。

今、議員おっしゃるように、今、世の中本当に物騒になりまして、最近のニュースにおきましてもいろいろな事件が報じられたところでございます。そういうふうな中で、天栄村は大丈夫だというふうなことではございません。そういうふうな形で学校、家庭、地域が一体となって、子供たちの登下校を含め安全、そういうふうなものについて今、ご協力をいただいているところでございます。

先般、4キロから2キロというふうな形で改正になりまして、それもやっぱり小学校の低学年の子供たちが、国の基準は、遠距離を4キロと小学校は言っているわけなんですけれども、4キロではちょっと遠いというふうなことで2キロ、そして2キロの場合については実際にどのくらい時間がかかるかというふうなことであれしてみますと、中・高学年につきましては30分から35分、低学年につきましては40分くらいかかるというふうなことで確認しております。

その辺がぎりぎりなんじゃないかなというふうなことで、こういうふうな2キロというふうな形でお話させていただいたところなんですけれども、今、議員おっしゃるように、今後安全とか、あと少子化の問題で小学校1年生が1人だけで通学してくるとか、そういうふうなもろもろのことが今後予想されると思います。そういうふうなものにつきましては、今後十分検討していきながら、今、議員おっしゃるような方法も含めて、今後検討していければなど教育委員会のほうでは考えております。

以上です。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 今、教育長から、やはり今後前向きに検討していきたいと、教育委員会としては、そういう答弁であります。とにかく先ほどの答弁では、総額で補助金が129万ほどだと、こういうお話でありましたが、教育委員会で幾らお話ししても執行するのは村長ですから、村長はどのように考えておりますか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

少子化の問題、子育て支援策というようなことで、今、教育長が話したとおり、私も小学校低学年の子供が1人、2人で登下校しているというようなことで話を聞いた中で、都市部ばかりじゃなくて、地方もそういう危険にさらされる可能性は高くなってきたというふうなことで聞いておりますので、そういったところの対応については前向きに検討して、進めてまいりたいというふうなことで考えております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 教育長も村長も、この件については前向きに進めていきたいと、こういう答弁でありましたので、これはやはり安全・安心の確保から、特にあそこは、牧本小の矢中までの距離というのは、結構民家もないし危険なところなんです。やっぱりそういうところを考えていただいて、ぜひ予算を組んでいただきたいなと思います。

次に移ります。

4、ごみの収集について。

大山住民の方から、平成24年4月から、3年以上にわたりごみが捨てられないので困っているとの相談が寄せられておりますが、この間、村としてはどのような対応、対策を講じてきたのか伺いたい。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

大山地区のごみ収集に関しましては、平成24年9月及び12月定例会において、3番議員の一般質問にお答えしたとおり、区を退会された方の廃棄物の排出方法について、大山行政区より相談があったため、村では廃棄物を適切に収集、運搬及び処分をするという観点から、役場敷地に設置してあるリサイクルハウスの利用をご案内したところであります。

また、平成24年11月には、村が話し合いの場を設け、私と担当課長も同席し、双方の意見の隔たりを解消していただくための話し合いが行われましたが、双方の溝は埋まらなかったため、その後も解決に向け、新たな区長と協議を続けたところであります。

その結果、退会された方が行政区に戻ってもよいとの意思をお持ちであれば、区に戻っていただくのが最善の解決策であるとの結論に至ったため、村といたしましては、退会された方へ再度意思確認をし、区長へお伝えするとともに、退会された方にも直接区長に入会について意思表示をされ、行政区と協議をされるようお話をしているところであります。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） これは、村長にお聞きします。

公文書を発行しております。平成24年3月26日付、天栄村住民福祉課長、公印省略ということになっておりますが、リサイクルハウスの使用について、通知。ちょっと読み上げておきますね。

日ごろより住民の皆様には、村の行政運営にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、リサイクルハウスについては、平成12年から各行政区の管理により使用していただいているところですが、このたび行政区に属さない方に対するリサイクルハウスの使用について多数の相談が寄せられたことを受け、村としては下記のとおり召集することといたしましたので、ご理解くださるようお願いいたします。ということになっております。

記として、リサイクルハウスを使用する場合、各リサイクルハウスは行政区によって管理されていることから、行政区に属さない方が使用する際は、必ず管理者（区長）の了承を得た上で使用してください。

リサイクルハウスの使用に関する協議は、管理主体である行政区と行政区に属さない方の双方で行ってください。

2、1によりリサイクルハウスを使用できない場合、リサイクルハウスの使用について、管理者（区長）の了承が得られない場合は、役場へ申し込みの上、村が指定した場所（役場地内）及び指定日、指定時間、分別を厳守し排出してください。指定日や指定時間等がこれまでと変更となる場合がありますのでご了承願います。

こういう公文書を発行しているんです。これは公文書ですから、住民福祉課から総務課、あと副村長、村長ということで、決裁で回っていくということによろしいですか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃったとおりの決裁になっております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） こういう公文書が発行されて、大山に回覧で回ってきました。それで、これは3月26日付ですが、この住民課長、退職しました、3月31日付で。それで、4月

から行政区区長、役員の方が、4月からリサイクルハウスにいて、ごみ投げられない人、3名の方がおります。大山では10人くらいおります、区に入ってなくてもごみ投げている人が。その3名の方、抜けた方、その方に、ごみを投げたら全部役員の方が行って、ごみ箱全部見て、名前確認して、その投げた人のところにごみ袋を持っていったんですよ、ごみを捨てた袋を。そういうことをやっているんですよ。一番の原因は、公文書を発行したからです。だからここぞとばかり、役員の方は投げるなとこういうことをやったんです。

だから、住民課長は31日でいなくなっちゃいましたから、その後、担当の住民課長がもう2人変わりましたがけれども大変なんですよ、これ。何回も何回もごみ投げられない人からもいろいろ苦情がありますよ。そして、ほかの市町村から言われると笑われていますよ。ごみ出さないでくださいって、税金払っていて。

それで私も一応は、村長といろいろ、住民課の課長といろいろお話ししましたが、とにかく区に入っていたら一番いい方法だと、こういうふうに言っておりますよね。区に入る以前の問題です、これは。区に入ってもいいと、区費もらってきたって抜けるんですから。だめですって。最初から悪いんですよ、これ。公文書を発行するから。担当課の住民課もない、あと総務課長もない、副村長もない、最後に残ったのは村長ですよ。村長が一番責任があるんです。

この問題では、私、前村長の兼子さんに聞きました、こういうことがあるんですかって。そうしたら、前村長は、やはり住民課、ほかの課から判こ押して決裁で回ってくると。やはり下から来たんだからとよく内容を確かめないで、すぐぱっぱと判こを押しちゃうことが何回かありました。そして副村長まで行って、副村長にちょっとこれおかしいんじゃないの、内容確かめてからにしてください、何回かありましたよとこういう話でしたよ。

だから、ほかの行政区は、区に入っていない人でもごみ投げられる人がいるんでしょう。そこはどうなんですか、ほかの行政区は。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

ほかの行政区から、その件に関してお尋ね、それからご相談があったことはございませんので、村としては排出されているものというふうに承知をしております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） それで、私もさきの議会で何回か取り上げまして、飯豊とか春日山とか大里とか、区に入らなくても、その区長さんとはとにかく、やはりほかの地元の方は違いますよ。私も大山にいて恥ずかしいです、こういうこと。そういうことで、ほかの区長はきちっと投げさせております。大山だけです、こういうことをやっているのは。笑われてお

ります、ほかの市町村から。

それで、3回にわたって、このごみ投げられない方が質問、要望を出しております。それで、ごみ投げられないから、じゃ、自分の敷地内にごみの収集所をつくってください、敷地内に置いてもいいです、こういうことをお話ししましたところ、ごみの新しく設置する考えはありません、双方で話し合ってください、区長と、とこういう答弁でした。

一番重要なことは、こういう答弁してあるんですよ。

5月、7月、8月、これ3回にわたって答弁書ありますが、最後のなんですが、新たにふやす予定はありません。これはいいですが、地方自治体は個人間の権利にかかわるものについては中立性を保つことが原則であり、民と民との争いには介入しないこととされている。このため、双方の話し合いによって問題の解決に努力していただきたい。なお、村の指定する収集所の設置場所については、住民の意向を酌んで適切に判断しており、新たにふやす予定はありません。こういう回答を、当時の住民課長は言っているんですよ。

村長は、この地方自治体は民と民との争いに介入しないこととされていると、こういうふうには当時の、24年度の住民課長は答弁しているんです。村長はそれに対してどう思います。住民に対する地方自治は、民と民の争いには介入しないこととされているって、こういうふうには言っているんですよ、答弁。どう思いますか、それに対して。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

村では、議員、前にもお話ししたかと思うんですが、そのリサイクルハウスにごみを捨てるなどは、村では言っていないんですよ。村では言っていないんですよ。そこの区の中で管理をしているので、区の中では、区から退会した方なので、ここには捨てられないというような話をいただいて、村としては、それではなかなかごみが捨てられない状況では困るというようなことで、なるべく区の中で相談をして、お願いをしながら、一度区を抜けて、区に入っていくのが一番いいですよと、それでもなかなか無理であれば、村のほうでは、ごみを捨てないと困るので、役場のところに確保しますというふうな話をさせていただいております。

その24年度の住民福祉課長は現在おりますので、そこについては詳しくは説明、当時のことも話ができますので、その点については、当時の担当課長から説明をいたします。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

今の話は、当時私が平成24年度に住民福祉課長に在籍したときの答弁というふうなことで、

私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

今、議員からお話があったように、たしか3度ほどそういった質問書が出され、その都度、文書でもって回答したというふうな経過がございます。

その回答の文言、一字一句につきましては、当然これ住民課長名で出しておりますが、村というふうな組織の中で所定の手続をとって出したということ。それからもう一つは、法律の外部有識者というんですか、専門の方にも出向いて行って、その辺の文言、一字一句についてもご相談を申し上げて、あのような回答をさせていただいたというふうなことでございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 文言については言っておりませんよ。村長に聞いている。課長の答弁はいいんですよ。課長は困っているんですよ。伊藤課長だって困っておりますよ、そうでしょう。当時の課長がもう退職しちゃっていないんですから。24年3月26日付で発行して、5日後には31日付でやめているんですから。その後の課長が大変なんですよ。

だから、公文書というのは、こういう大事なことなんですよ。公文書発行したのために、今こうやって何だかんだいつまでもこういうふうには解決できないでいるんですよ。3年と2カ月たっていますよ、もう。区長代わったからいいかなと思えば、区長3人代わっているんですから。24年の区長は途中で辞めましたけれどもね、原因はわかりませんけれども。24、25、26、3年間区長辞めているんです。その間、今度区長かわったから、じゃ今度区に入れるかと期待して区費を持っていけばだめだめって言われて。最初から悪いんですよ、公文書出すからこういうことになるんですよ。

ちゃんと、公文書発行するときは、首長の長たるものが最初住民課から総務課に上がってきたときに、判こを押してあるからいいでしょうなんて、こういうふうにはね、そういうことで安易に単純に考えてもらっては困るんですよ。そして、今度はリサイクルハウス新たに設置してください、ごみ投げられない人のためにといっても、そういう新たに設置することはありません。じゃ、役場まで運んできてください。ガソリンかけながら役場に行って、毎回毎回ごみ投げ行っていられないでしょう。ほかの市町村で笑われていますよ、そんなことやっている。

大山でも結構家を売り出している人がいるんですよ、家を売り出している人が。たまたま、私の近所に来て、これ区に入らないとリサイクルハウスに張り紙してありますよ。わかるでしょう、4カ所。村長見てきましたか。「区民、避難民以外の方は投げないでください」こういうふうには書いてあるんです。この、張り紙を見て、「これはちょっとね、私もちょっと物件があるから見に来ただけけれども、こういうことではちょっとね」。家買いに来て、見に来て、中古物件、こういうことでやはり、区に入りたくないという人もいますよ、

いろいろ煩わしいことがあるから。そういう方もおりますよ。来たんですよ、わたしのところに、どうなってんのって。

だから、これは区に入る以前の問題で、即ごみ問題は解決して頂きたいと思いますね。それで、リサイクルハウスにそういうふうには張ってある、あれは村の所有物でしょう。管理運営は任せておりますと答弁ですけれども、管理運営ってごみ当番だけですから、やっているのは。ごみ掃除、きれいにして。ああいう張り紙していいんですか。村の所有の公共の、村の所有物でしょう。どうなんですか、それ、張り紙。3年間も張り紙しておりますよ、それ。どう思います、それ。剥がしてください。剥がすように言ってください。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

その張り紙につきましては、大山区の役員の方が、大山区においてのリサイクルハウスの使用方法などについてお知らせするためにお張りをされているものでございますので、村としてそれを剥がすとかということは考えておりません。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） じゃ、勝手に村の所有物に張ったから、張り紙剥がさないで、区で張ったから構わないでと、こういうことですか。ちょっとおかしいでしょう、そういうことは。とにかく、ごみ問題では最初から間違っておりますから。そうでしょう。村長は自分の支持者だからそういうふうには認めるんですか、はっきり言っておきます。

公文書発行するって、当時の住民課長は1時間以上も多分、私はわからないんです、当時その場にいなかったから。これだけ公文書書かせておくということは、その当時の役員が相当やったんでしょう、どんどんどん。わかりますよ、私、当時の役員の考え方すれば。

住民課の課長は大変だったでしょう、あのときそんなこと言われて、公文書発行して。3年以上も財界ふくしまには出されるわ。そういうことを村長は今まで幾ら協議した、やったと言ったって、最後に決裁するのは村長なんです。困っているでしょう、こんなことで。

今回の区長だってそうですよ、今年度の区長、どのようにするか迷っていますよ。3年もごみ捨てられないなんて。そういう民と民の間に、地方自治法は介入できませんので、ちゃんと当時の24年度の課長は伊藤課長だったでしょう、ちゃんと答弁しているでしょう。

それが私は正しいと思いますよ。介入したから悪いんです、そうじゃないですか。行政区と民と民との間で、それ介入したんでしょう、当時の課長。最後に決裁したのは村長でしょう、村長が一番責任あるんですから、最後なんです。どのように責任とるんですか。答弁してください。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これまでも、ごみが捨てられない状況という中で、ただ単にごみの問題だけじゃない、根っこは深い部分、これは議員当然いろいろ、地元ですから、それはご承知のことと思いますが、前にもお話をしたとおり、私より議員のほうがやっぱり詳しい、議員にも間に入ってくださいねという話も前にもしたときあったんですが、村でも全く何もやらないでいたわけではないです。当事者の方々呼んで、話し合いしましょうと、私、間に入りましょうという話し合いを持ちました。退会した方から、話し合いにならないような言葉を発したって、それがまとまらなかったんですよ。その後も、じゃ、話し合いをまた持てるような形をとりましょうと、新しい区長さん代わる度にその話もしました。今の区長さんだって、そういう話があれば、ちゃんと聞くはずですよ。そういうことを、じゃ、議員もやったんですか、逆に、間に入って、詳しくわかっているのであれば。

村としてもいろいろやっぱりやってきました。今もそういう形でやっています、責任どうのこのじゃないでしょう。私だって一生懸命間に入ってやっていますよ。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 村長、そんな、間に入って一生懸命やっています、それはわかりますよ。3年以上もこういうことで、そんな私は先のことわかっています。そんな議会で延々とやれるわけないでしょう、そんな、祭りの件からなんて。

村長あれでしょう、就任したとき大山の祭りに行って、それからずっと根っこが深いと課長も言っていましたけれども、それはそうなんです。それを、祭りは祭りの予算、議員は議員でご祝儀持ってきたの、どうのこのいろいろありました、それは、総会で。そんなこと、一々祭りので予算で抜けたから、そんな根っこが深いなんて言ってもらえないんですよ。

それはそれ、これはこれなんです。祭りので一々ごみ投げんなだのなんだのって、そういうことをやる役員がおかしいんです。それを認めるほうの村長までおかしいんです、それは。そうでしょう。誰が見たって、ごみ投げるななんていうところないですよ、地方自治で。ごみ回収法というのが決まっているんですから。

これは、区長もそういう、私も何回も区長が入れ代わる度に言いましたよ、ごみ問題は早く解決したほうがいいですよ。今度の区長だって頭悩ましてますよ、何回も言いましたから。私もう3回目の班長回ってきて、班長会議も行っていましたが、その都度、毎月毎月やっていますから。悩んでいます、どのようにするか。

だから、区長ともいろいろお話してください。私、区長に言って時間とって来てくれるように、村長とも、課長ともいろいろお話しして、執行部とどのように解決するのか、いい方向にしてもらわないと笑われます、ほかの自治体から。そういうことであります。

私も本当に自分のことなんです、議会前には県南の地区議員全部、党のほうの議員、一緒に集まって会議を開きます。その中で、問題のあるところはみんな出します。うちのところはこうなんですけれどもどう思いますか。私、最初にごみ問題言いましたよ、3年前に。それはおかしい、大体そういうごみ投げんなというほうがおかしいんだ。それは村の手落ち、失態、こう言われましたよ。だから、県南地区のみんなわかっていて笑われています。そういうところをもうちよっとやってください、きちっと。私も区長に言うておきますから、申し上げて、そういう場をつくるように。

時間ですのでこれで終わりにします。

- 議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君の一般質問は以上で終了いたします。
以上をもちまして一般質問を終わります。
-

◎散会の宣告

- 議長（小山克彦君） お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

なお、あすは委員会開催のため休会といたします。明後日11日は、午後1時30分より本会議を開会いたします。

（午後 2時44分）

6 月 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成27年6月天栄村議会定例会

議事日程（第2号）

平成27年6月11日（木曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 報告第 1号 平成26年度天栄村繰越明許費繰越しの報告について
日程第 2 議案第 1号 財産の取得に関し議決を求めることについて
日程第 3 議案第 2号 工事請負契約の締結について
日程第 4 議案第 3号 工事請負契約の一部変更について
日程第 5 議案第 4号 平成27年度天栄村一般会計補正予算について
日程第 6 議案第 5号 平成27年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 7 議案第 6号 平成27年度天栄村介護保険特別会計補正予算について
日程第 8 請願書審査報告
日程第 9 閉会中継続審査申出
日程第10 表彰状伝達
日程第11 発議案第1号 「平和安全法制整備法、国際平和支援法」案の廃案を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	大須賀	溪 仁 君	2番	服 部	晃 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	廣 瀬	和 吉 君
5番	揚 妻	一 男 君	6番	渡 部	勉 君
7番	熊 田	喜 八 君	8番	須 藤	政 孝 君
9番	後 藤	修 君	10番	小 山	克 彦 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 添 田 勝 幸 君 副 村 長 森 茂 君

教育長	増	子	清	一	君	参事兼 総務課長	伊	藤	栄	一	君
税務課長	森		廣	志	君	住民福社 課長	揚	妻	浩	之	君
参事兼 産業振興 課長	吉	成	邦	市	君	参事兼 地域整備 課長	佐	藤	市	郎	君
参事兼 会管理 計者	小	山	志	津	夫	湯支所 本長	兼	子	弘	幸	君
天保育所 栄長	山	本	サ	ト	子	学校教育 課長	清	浄	精	司	君
生涯学習 課長	内	山	晴	路	君						

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 事務局長	蕪	木	利	弘		書記	星	千	尋
書記	吉	田	真	由美					

◎開議の宣告

○議長（小山克彦君） ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

これより本会議を開会いたします。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（小山克彦君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（小山克彦君） 日程第1、報告第1号 平成26年度天栄村繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

報告の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 報告第1号 平成26年度天栄村繰越明許費繰越しの報告についてご説明申し上げます。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定により、平成26年度天栄村一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のとおり平成27年度へ繰越したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年6月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

1ページをお開き願います。

平成26年度天栄村繰越明許費繰越計算書、一般会計、款、項、事業名、金額の順に申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、JAすかがわ岩瀬ガソリンスタンド施設整備事業2,740万円、翌年度繰越額同額でございます。その財源内訳、既収入特定財源で2,740万円。

集会施設整備事業1,148万4,000円、繰越額同額でございます。一般財源1,148万4,000円。

役場周辺防災機能強化事業8,544万2,000円、翌年度繰越額同額で、財源内訳では地方債6,190万円、一般財源2,354万2,000円。

防災センター整備事業1億8,800万8,000円、翌年度繰越額同額でございます。地方債1億

5,490万円、一般財源3,310万8,000円。

地方創生事業5,284万9,000円、翌年度繰越額同額でございます。特定財源で国庫支出金4,588万3,000円、一般財源で696万6,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、社会保障・税番号制度システム整備事業343万6,000円、翌年度繰越額も同額でございます。国庫支出金165万8,000円、一般財源177万8,000円。

2項児童福祉費、同じく社会保障・税番号制度システム整備事業152万9,000円、翌年度繰越額同額で、国庫支出金52万3,000円、一般財源100万6,000円。

3項国民年金費、同じく社会保障・税番号制度システム整備事業80万円、翌年度繰越額同額でございます。国庫支出金22万円、一般財源58万円。

4款衛生費、1項保健衛生費、社会保障・税番号制度システム整備事業404万6,000円、翌年度繰越額同額でございます。国庫支出金112万円、一般財源292万6,000円。

放射能除染事業10億8,650万円、翌年度繰越額8億3,850万円、県支出金8億3,850万円。

8款土木費、2項道路橋りょう費、生活関連道路整備事業2,130万円、翌年度繰越額同額でございます。一般財源2,130万円。

社会資本整備総合交付金事業3,263万円、翌年度繰越額同額でございます。国庫支出金1,532万4,000円、一般財源1,730万6,000円。

道路改良事業、2,100万円、これにつきましては、村道芝草・釜房線でございますが、翌年度繰越しがなくなったということから、翌年度繰越しはゼロ円ということでございます。

合計、金額15億3,642万4,000円、翌年度繰越額12億6,742万4,000円、既収入特定財源2,740万円、国庫支出金6,472万8,000円、県支出金8億3,850万円、地方債2億1,680万円、一般財源1億1,999万6,000円。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

よって、平成26年度天栄村繰越明許費繰越しの報告を終了いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第2、議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次により財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求める。

平成27年6月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

1、取得する財産及び数量、消防ポンプ自動車1台。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、1,922万4,000円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、142万4,000円。

4、契約の相手方、住所、福島県郡山市田村町金屋字孫右エ門平57番地。氏名、和田自動車株式会社代表取締役、和田純一。

お手元にお配りしております、議案第1号説明資料によってご説明をします。

まず、1ページでございますが、平成27年5月27日付で和田自動車との間の仮契約書を締結したものでございます。

次の2ページをお開き願います。

5月27日に入札を行いました。その入札の経過でございます。

3ページをお開き願います。

入札に参加した業者の氏名及び開札の結果の一覧でございます。

4ページ、この消防ポンプ自動車でございます。

まず1つ目、購入物品ですが、消防ポンプ自動車CD-I型の1台、シャーシはトヨタダイナ。それから、ポンプ及び附属品につきましては、ごらんとおりでございます。

次、納入場所ですが、天栄村大字飯豊字西田地内（4分団第1班消防屯所）でございます。納入期限が平成27年12月20日、購入金額が税込みで1,922万4,000円でございます。

この、現在4分団第1班が使用しているポンプ自動車は、平成5年12月に購入し、ことしで22年を迎え、経年劣化が著しくなってきたため、更新計画に基づき更新をするものでございます。

なお、今回導入いたしますのは、昨年度導入しました2分団第1班のポンプ自動車と同一型式のものとなっております。

ご審議の上、議決を賜りたく、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なきものと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第3、議案第2号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第2号 工事請負契約の締結について。

次により工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成27年6月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

1、契約の目的、天栄村役場非常用発電設備等設置工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、4,428万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、328万円。

4、契約の相手方、住所、福島県須賀川市横山町44番地。氏名、株式会社ユアテック須賀川営業所、所長、尾形丈男。

同じく説明資料によりご説明を申し上げます。

5 ページをお開き願います。

これにつきましても、平成27年5月27日付で株式会社ユアテック須賀川営業所との間で仮契約を締結したところでございます。

次の6 ページをお開きください。

先ほどと同じく5月27日に入札を行ったところの経過でございます。

次、7 ページをお開き願います。

入札に参加した業者の氏名及び開札の結果という一覧でございます。

次、8 ページをごらんください。

この平面図でございますが、まず左側のほうですが、これがいろいろ設備の配置図になっておりまして、役場の庁舎並びに役場の駐車場の中で、今回の非常用電源の敷設の工事、それから、右側のほうの図面は、これは役場庁舎の屋上の部分でございます。主にキュービクル等の更新といった事業の内容となっております。

この事業の提案の理由についてご説明を申し上げます。

この事業につきましては、停電時におけます役場庁舎の発電施設を整備するもので、主な工事内容といたしましては、発電機設置工事を始めとしてキュービクルの交換工事、あるいは引き込み工事などがございます。停電時におきまして、現状ではバッテリーによる避難用の照明が点灯することとなっておりますが、OA機器等を始め、電気製品を稼働するような電源がなく、これらの電源確保が急務となっていたということでございます。

特に、さきの東日本大震災時のような大規模停電、あるいは計画停電などに備えるため、昨年度において実施設計を行って、今年度着工するものでございます。

ご審議の上、議決を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番、須藤政孝君。

○8 番（須藤政孝君） この発電機は、役場の庁舎と一緒にセットのやつかね、セット。役場にも、停電したとき一緒に使えるやつ。それとも、その非常のための、水を上げるモーターを動かすやつの電気かい。金額が金額だから、そこをちょっと。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

今の現状でいきますと、非常時というか、停電時においては、避難用の照明灯が約30分間点灯するのみだということでございます。それと、防災行政無線、これにつきましては、停電で放送できないということがないように、自動的に発電機が稼働するような仕組みになっ

ております。ですから、停電時においても、防災行政無線は稼働できるような体制にはなっておるといってございますが、それ以外の電源がないというふうなことから、今回、今、役場庁舎の中の自己発電というようなことでもって、停電時には、燃料はディーゼルなものですから、ディーゼルでもって発電し、その中で、役場庁舎の電源、特にコンセント電源が供給できるような仕組みづくりを、今回工事として行うものでございます。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） そうすると、この管理というのは、メーカーで来て、これ売ったところでやるわけだばい。別に新たに、また人を頼むとか、役場職員とか、そういう関係がやるわけではなく、メーカーが何十年も、保証というか、どのくらいまでこれ、いつ使うかわからないようなやつだからね、早い話。契約というのはどうなっているんだか、20年とか5年とか。管理というか、1カ月に何回来るんだか、1回来るんだか、3カ月に1回来るんだか、そういうところはどういうふうに決まっているのか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

今度、これが整備した後の管理、保守点検がどうなっているのかというふうなお尋ねと思います。

まず、今現在も、役場庁舎のこういった電気設備等については、定期的な、東北保安協会の中で電源の定期点検を行っております。それから、消防設備等の保守点検も、今回落札しましたユアテックでもって点検を行っていただいているというふうなことから、今回整備した暁には、当然そういった点検の中で、これらの点検をしていただくというふうな考えでございます。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（小山克彦君） 異議なきものと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小山克彦君） 日程第4、議案第3号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

- 参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第3号 工事請負契約の一部変更について。

平成26年6月11日議会の議決を受けた中郷区仮置き場建設工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

平成27年6月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

3、契約金額中「1億7,928万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、1,328万円」を「1億5,461万2,800円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、1,145万2,800円」に改める。

お手元にお配りしております説明資料の9ページをお開き願います。

5月21日付で、変更の仮契約書を株式会社八木沼組との間で契約を結んだところでございます。

次のページをごらんください。

変更の請負額の調書でございます。当初の設計に対する当初の請負額、それに対して、今回、変更の設計に対する変更の請負額ということで、一番右側の増減でございますが、工事費で2,466万7,200円のマイナスというふうなことでございます。

次の11ページをお開き願います。

この中郷区仮置き場の平面図でございますが、まずこれ、方向が下が北になっておりますので、村道後藤線から来た場合には、この図面の左側から、村道後藤線からこの現場に入ってくるような形になります。全体の面積では1万8,000平米ほどでございます。この真ん中の四角い部分が仮置き場で、1工区となっております。それを1工区の仮置き場に対して、両側に2工区、それから3工区で、これは仮保管所というふうな形の仮置き場でございます。一番左下が調整池となっております。

今回のこの提案の理由でございますが、中郷の仮置き場建設工事につきましては、昨年の

6月に入札を行い、6月議会で契約締結の議決をいただいて、今月31日の完成を目指し、工事は最終段階を迎えているところでございます。このたび、工事費の最終的な見込み額が確定したため、変更契約の議会の議決を求めるものでございます。

変更の主な内容といたしましては、仮置き場内にあります立木処分量、この量が確定したため、これらの処分費が減少したといったことから、全体の事業費が当初契約額を下回ったというものでございます。

よろしくご審議願います。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第5、議案第4号 平成27年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第4号 平成27年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成27年度天栄村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,948万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億3,448万8,000円とする。

平成27年6月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

9ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

まず歳入。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額4,000万円、これにつきましては、特別交付税の収入を4,000万円見込んだものでございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額33万7,000円、これにつきましては、低所得者保険料軽減国庫負担金でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額876万7,000円、社会保障・税番号制度システム整備費の補助金でございます。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額16万8,000円、低所得者保険料の軽減県負担金でございます。

次のページをお開き願います。

2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、補正額1,478万円、まず、中山間地域等直接支払交付金が187万5,000円、農業系汚染廃棄物処理事業補助金300万円、多面的機能支払交付金990万5,000円、これは、また後ほど歳出のほうでご説明したいと思います。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額3,400万円、財政調整基金からの繰り入れでございます。

21款諸収入、4項雑入、2目雑入、補正額143万6,000円です。物件等移転補償というようなことで、これは、イントラネットの光ケーブルの移設を、県から補償費をいただいて、後から歳出でもって支出するという形でございます。

歳出。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額807万3,000円、これにつきましては、中郷集会所の改修事業の補助金でございます。

3目財政管理費、補正額34万円、これにつきましては、8節報償費の中の寄附者等に対する報償品でございます。

5目財産管理費、補正額4,367万5,000円、地方公会計整備事業委託金でございますが、これにつきましては、平成28年度決算から全国統一的に新たに地方公会計を整備するというふうなことから、外部委託による台帳システムを構築するものでございます。

6目企画費、補正額1,283万2,000円、まずこの中で、13委託ですが、社会保障・税番号制度システム改修委託、この中で、総合宛名システムの改修に不足が生じたため、補正をする

ものでございます。

それから、イントラネットの光ケーブル移設の工事ですが、先ほどの県からの補償金を受けてケーブルを移設するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、まず委託ですが、用地測量、これは天栄ホームの増床分の用地測量の委託でございます。

それから、28節操出金ですが、低所得者保険料軽減操出金、これは介護保険特別会計に出す操り出しでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額1,570万6,000円、中山間地域等直接支払交付金、これは、沢邸分を新たに今回計上するものでございます。それから、多面的機能支払交付金1,320万6,000円ですが、これは、4地区ほど新たにふえたといったことから、不足額を計上するものでございます。

9目地域農政特別対策推進活動費、補正額30万円、認定農業者会員数の増による補助金の増でございます。

13目放射能対策費、補正額300万円、農業系汚染廃棄物処理事業でございますが、これは、ほだ木の一時保管の処理設計分でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、補正額900万円、まず委託ですが、村道の除草業務等の委託で350万円、それから、15節の工事請負で、これも同じく村道の維持工事費の不足分550万円でございます。

2目道路新設改良費、補正額100万円、委託でございますが、これも村道の測量設計委託料の100万円の増でございます。

9款消防費、1項消防費、5目防災行政無線管理費、補正額9万8,000円、これは防災行政無線の保守管理委託で、新たに国の検査を受けるため、不足が生じたところでございます。

10款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額266万6,000円、3節の通勤手当、それから7節の嘱託の事務員でございますが、これにつきましては、4月から嘱託職員を新たに雇用するということから、賃金を計上するものでございます。

10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額45万円、天栄村体育協会補助金の増でございます。

3目学校給食センター費、補正額61万4,000円、食器・食缶洗浄機の賃借料、これは、経年劣化によります機械の新たなリースというふうなことで、洗浄機のリース代でございます。

次のページをお開き願います。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額14万1,000円の減。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 9ページ、社会保障・税番号制度システム整備補助金というんですけども、これはあれですか、マイナンバーのことを言っているんですか。

マイナンバーについて、住民の方々がどの辺まで知っているのかね。あと、マイナンバー制度について、今、マスコミ等でもいろいろ、悪用されることとか、そういうのをいろいろやっていますが、村のほうはどのような対策や対応、まだマイナンバー制度も、全然マイナンバー制度そのものを知らないという方も相当いるみたいなんですよ。それに対して、村のほうはどのような対応、対策をとるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

マイナンバー制度の住民に対する普及、それから、安全の管理というふうなことと思います。

まず、マイナンバーにつきましては、今回不足額を計上させていただきましたが、国としては、全国の自治体一律ですが、ことしの10月をめどに、それぞれ個人に、マイナンバーというんですか、個人番号の通知を差し上げると、10月に差し上げるというふうな予定でございます。

本格的な稼働はその後なんですけど、とりあえずことしの10月には、個人それぞれに番号を通知差し上げることなので、村としては、当然、国のほうのそういった周知と歩調を合わせて、さまざまな周知期間の中で、マイナンバー制度の仕組みを住民の方々にご理解いただく努力をしていきたいと思っております。

それから、安全管理ですね、確かに実例で、セキュリティーの問題といったことで取り沙汰されております。この辺は、村というよりも、国全体のシステム構築の中でございまして、国のほうでしっかりと対応をやっていただくよう求めていきたいと考えております。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） それは国のほうでやるのはわかっていますけれども、村のほうでも、こういう問題とか、いろいろな問題があったときに、あるでしょう。事前にそういう対応、対策はとるんですかと聞いている。事前に、全然、マイナンバー制度そのものが、まだ知らない方もおるわけですから。そういう方々には、こういう問題のこういうところに気をつけるか、そういうこと、対応、対策は考えているんですかということをお聞いている。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

今、7番議員おっしゃるように、住民の方々の、まだ制度が、周知のほうは、まだ熟度は薄いと思っておりますので、広報、それから防災無線、あるいはチラシ、そういったさまざまな手段を使って、住民の方々にお知らせをしていく。それから、万一いろいろなトラブルが発生したときのそういった対応についても、しっかりやっていきたいと思っています。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 13ページの教育費の食器・食缶洗浄機賃借料、この61万4,000円で、これは年間契約なんですか。どういう契約になっているんですか。5年、7年ですか。

○議長（小山克彦君） 学校教育課長、清浄精司君。

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

○学校教育課長（清浄精司君） お答えいたします。

この食器・食缶洗浄機につきましては、7年間のリースで考えております。それで、今年度、8月からということで、残り8カ月になりますので、月約7万1,000円なんですけど、その8カ月分ということで、今回61万4,000円ほど予算計上させていただいております。あと、次年度からは、年間12カ月分ずつ予算化させていただきまして、5年間で7万1,000円で月いきまして、あと、残りの2年間のリースにつきましては、再リースということで、年額が10分の1になるような……残りの2年間については年額10分の1ずつで、7年間、リース終了後には村のほうに所有権が移る、そのような契約で今、予定しております。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） これ、2年間の10分の1でやるというんですけれども、これ、何で現金で買わなかったんですか。何でリースにしたんですか。リースの意味合いがちょっとわからないんですけれども。

○議長（小山克彦君） 学校教育課長、清浄精司君。

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

○学校教育課長（清浄精司君） お答えいたします。

まず、2通りの考え方があると思いますが、一括購入と、あとリースということで、今、村のほうでも公用車なんか、あるいは事務機器なんかもリースを導入しております。それで、一括購入でございますと、400万円ぐらいの金額になるものですから、一度に支出するよりは、分割して支払いを均等化していくというふうなことで、学校教育課のほうで、リースでの購入ということで予算のほうを計上させていただきました。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） これ、2年間で自分のものになるというんですけれども……

〔「7年」の声あり〕

○2番（服部 晃君） 5年でリース組んで、2年間だけ10分の1になるんですね。そうすると、その後自分のものになるというんですけれども、それ、間違いないですか。これ、民間ではずっと永遠に、買い取りしてもらうか、10分の1のリース料を払わなくちゃいけないんですよ。これ、間違いないですか。

○議長（小山克彦君） 学校教育課長、清浄精司君。

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

○学校教育課長（清浄精司君） お答えいたします。

何社かの販売店、そういうリース会社のほうの話を聞きまして、そのような方法で、7年間のリース終了後には譲渡になるというふうなことで確認しております。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 12ページをお願いします。

6款農林水産業費の中で、3目農業振興費、多面的機能支払交付金1,320万円計上されておりますが、この多面的機能という制度そのものの内容を、ちょっと説明願います。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

多面的機能支払交付金につきましては、旧農地水保全管理支払交付金になっておりまして、こちらの制度が一昨年から名前が変更になって、このような多面的機能支払交付金というふうな形になってございます。

こちらの多面的機能支払交付金につきましては、地域内の農道、水路、そういったものの長寿命化、あとは水田の保全、そういったものに使われる交付金となっております。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと、以前ありました農地水の制度にかわって、文言が変わっただけで、まるっきりやる仕事、内容は変わらないんですか。それから、金額的なものは、反当たり幾ら幾らという、その内容ももう少し説明を願います。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

多面的機能支払交付金につきましては、先ほど申し上げました農地水と、内容的には変わってございません。金額的にも4,400円というふうなことで、10アール当たりの単価も変わってございませんので。

ただ、この中の取り組み内容におきましては、新規と、あと継続というようなことがあります。継続については2割減というふうなこともありますので、新規のところについては4,400円、継続のところにつきましては2割減というふうなことで、8割の交付金という形になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと、これ、タイトルの文言が変わったというだけで、農地水とは何ら変わらない。ただ継続であるか新規であるかとの差があるだけで、あとは丸々仕事面においても、金額は今、1反当たり4,400円ですから同じですね。といいますと、以前やっていたところがやめまして、かなりの地区が取り組みをやっている、やらない地区を数えたほうが早いらいしかいないと思ひます。

そういたしますと、以前やっていたところが、また再度取り組みをやるという場合は、継続になるんですか、新規になるんですか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 以前の農地水を取り組んでいたところにつきましては、1回やめて、再度取り組んでいるという形になりますと、継続というふうな形になります。あくまで、1回ももらったことがない、取り組んだことがないところが新規というふうな取り扱いになっております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 農地水をやった、うちの集落では農地水をやった経験がございます。その際に、事務的なことの手書の提出、それから作成、それについて、素人なものですから、なかなか大変だったんです。ですから、それを簡素化すれば、もっと取り組みやすいな、どの地区でも取り組みやすいんじゃないかと思ひますが、このタイトルの多面的機能支払いということに文言が変わっただけで、農地水と事務的な手書の作成等々についても、同じくやらなくちゃならないんですか。変わった点はないんですか。その点をちょっと、もう少し詳しく説明願ひます。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

以前の農地水からしますと、国のほうで言うのには、約、事務的な負担は半分近く落とすというふうなことで、今は大分、以前から比べれば、事務的な報告物については簡単にはなっております。それとあわせて、中山間地域直接支払いとあわせて取り組んだ場合には、1つの作業で2つにカウントできるというふうな形にもなっておりますので、以前からしたら

大分取り組みやすいというふうなことで認識しております。

よろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 先ほどの説明ですと、今回の補正に上がったのは、4地区が新たに取り組みようになったということでございまして、今年度、27年度、4地区が新たに取り組み始めたんですか。これは、いつまで取り組みの申請がなされれば許可されるというか、可能なんですか。時期的なもの。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えをいたします。

多面的機能支払交付金につきましては、5年1期というふうな形で進んでおりますので、ことしは3年目ということで、6月30日が期限となっております。ですから、6月30日までに意思表示をいただいて、その区域のエリアの確定ですね、そちらのほうをやっていただければ、今年度に間に合うと。ただ、中山間地域直接支払いにつきましては、今年度が第4期対策の初年度でございますので、8月30日までという、期間が長くなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今、ちょっと4地区のことを聞きたかったんですが、多面的機能の取り組み、先ほど総務課長の説明のときは、4地区が新たに取り組みやったから、補正額上がったというような説明だったんですが、違ったんですか。4地区は、どこどこが4地区なんですか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 今回の取り組み地区につきましては、追加というか、今回の補正対応の地区が8地区ございます。4地区でなくて8地区でございます。8地区が、地区名で申し上げますと、沖内地区、権太倉地区、下松本、西小屋、中郷、後藤、沢邸、八十内、この8地区が新たに手を挙げて、取り組みをするということで申し出ております。

以上でございます。

○9番（後藤 修君） はい、了解しました。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第6、議案第5号 平成27年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第5号 平成27年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成27年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ921万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,235万1,000円とする。

平成27年6月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

17ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額2,780万2,000円の減、こちらは、平成27年度国民健康保険税按分率確定に伴い、現年課税分を減額するものでございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税、補正額218万3,000円の減、理由は1目と同様の理由でございます。

10款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金、補正額2,077万5,000円、前年度繰越金の増

額見込みでございます。

歳出。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金、補正額921万円の減、介護納付金確定に伴う減でございます。

以上であります。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 17ページの前年度繰越金が2,077万5,000円とありますが、これは、税率は一般質問で据え置きということで聞いておりましたが、この繰越金があれば税率引き下げになるんじゃないですか。この繰越金というのは何に使うんですか。説明をお願いします。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

前年度繰越金の使途というお尋ねでございますが、一般質問でのお尋ねでもお答えを申し上げたとおり、今回、繰越金が2,000万円ほど見込めるということから、国民健康保険税の案分率を引き上げることなく、据え置く予算が組めるというようなことになったものであります。繰越金につきましては、国民健康保険税の引き上げの抑制に充てるということでございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 繰越金は、これを使って、1世帯、前言ったように、2万円引き下げたってできるでしょう、十分。積立基金だってあるでしょう。私はそういうふうを考えております。見込んでなんて言わない。どうなんですか、その辺。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

この繰越金を見込まなかった場合は、国保税を引き上げるようなこととなります。今回、2,000万円の繰越金を引き上げを抑制する財源として見込んだので、按分率については昨年度と同じ、据え置きという措置をとれたものでございます。ご理解いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 繰越金もあるし、とにかく繰越金、そういう税率を引き上げですか、そういうふうにならないようにというお話でしたけれども、だけれども、基金だって、調べ

たら1億1,639万円あるでしょう。30年後には県に移行すると言っているでしょう。だから、基金もあるんだから、私、この繰越金は納得できません。そういうわけで、私はこれ反対です。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子議員、質問は。

○3番（大浦トキ子君） 質問は、だから、繰越金がこれだけあるということは……

○議長（小山克彦君） 今は質疑の時間ですから、質問をしてください。

○3番（大浦トキ子君） 繰越金があるということは、それは税の引き上げにならないということはわかります。そういうことで使っているということはね。そういう説明でありました。それはわかっていますが……いいです。私は、とにかくこれは反対です。一応は質問しましたから。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

（午後 2時25分）

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開します。

（午後 2時32分）

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第7、議案第6号 平成27年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第6号 平成27年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成27年度天栄村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額5億6,532万3,000円のうちで、歳入を補正する。

平成27年6月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

21ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額67万5,000円の減。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目低所得者保険料軽減繰入金、補正額67万5,000円の増。

これらにつきましては、低所得者の保険料軽減強化として、所得段階が第1段階の保険料を年額3,000円減額するという条例改正につきまして、さきの5月の臨時会でご承認をいただいたところでございます。

改正後の条例の規定に基づきまして、保険料収入を減額するとともに、当該軽減額相当分を一般会計より繰り入れするものでございます。

以上であります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま議案審議の途中であります。全員協議会開催のため暫時休議いたします。

（午後 2時35分）

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時57分）

◎請願審査報告

○議長（小山克彦君） 日程第8、請願審査報告を議題といたします。

請願については、本定例会初日において総務常任委員会に付託となっておりました1件の請願事件について、審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、廣瀬和吉君よりの報告を求めます。

総務常任委員会委員長、廣瀬和吉君。

〔総務常任委員会委員長 廣瀬和吉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（廣瀬和吉君） 平成27年6月11日、天栄村議会議長、小山克彦殿。

天栄村議会総務常任委員長、廣瀬和吉。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

記。

受理番号3、付託年月日、平成27年6月2日。

件名、戦争法（平和安全法制整備法、国際平和支援法）案の廃案を求める意見書についての請願書。

審査結果、不採択。

委員会の意見、請願趣旨については理解するが、「平和安全法制整備法、国際平和支援法」を戦争法としていることについて、当議会として「戦争法」とあらわすのは適切でないと考える。

○議長（小山克彦君） 報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

3番、大浦トキ子君。

- 3番（大浦トキ子君） 戦争法という形をもって不採択となったことに対して、私は承諾できません。それで、今回の審査結果については同意できません。

以上です。

- 議長（小山克彦君） ただいま、3番議員より反対の発言がありました。

次に、賛成の議員の発言を許します。

発言はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（小山克彦君） 発言なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（小山克彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり採択されました。

◎閉会中継続審査申出

- 議長（小山克彦君） 日程第9、閉会中の常任委員会継続審査申出の件を議題といたします。

初めに議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会委員長、続いて産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順により申し出を願います。

議会運営委員会委員長、服部晃君。

〔議会運営委員会委員長 服部 晃君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（服部 晃君） 天栄村議会議長、小山克彦殿、平成27年6月11日。

天栄村議会議会運営委員会委員長、服部晃。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8号並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 （1）本会議の会期日程と議会運営に関する事項の審議及び決定、並びに委員会運営に必要な調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

○議長（小山克彦君） お諮りをいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに
決定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申し出を許します。

総務常任委員会委員長、廣瀬和吉君。

〔総務常任委員会委員長 廣瀬和吉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（廣瀬和吉君） 平成27年6月11日、天栄村議会議長、小山克彦殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、廣瀬和吉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定し
たので、地方自治法第109条第8号並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 （1）総務常任委員会所管業務に係る、検査並びに調査研究及び広報広聴
活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（小山克彦君） お諮りをいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思
います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに
決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会委員長よりの申し出を許します。

産業建設常任委員会委員長、揚妻一男君。

〔産業建設常任委員会委員長 揚妻一男君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（揚妻一男君） 平成27年6月11日、天栄村議会議長、小山克彦
殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、揚妻一男。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8号並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 (1) 産業建設常任委員会所管業務に係る、研修並びに調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長(小山克彦君) お諮りをいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小山克彦君) 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長より申し出を許します。

議会広報常任委員会委員長、渡部勉君。

[議会広報常任委員会委員長 渡部 勉君登壇]

○議会広報常任委員会委員長(渡部 勉君) 平成27年6月11日、天栄村議会議長、小山克彦殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、渡部勉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8号並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 (1) 議会広報発行のため、取材並びに編集及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長(小山克彦君) お諮りをいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小山克彦君) 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎表彰状伝達

○議長（小山克彦君） 日程第10、表彰状伝達を議題といたします。

去る6月5日、福島県町村議会議長会総会において、福島県町村議会議長会表彰規定により、20年以上並びに11年以上在職し、自治の振興発展に尽くされた議会議員に対し表彰状が贈られましたので、ここで伝達をいたします。

事務局長より表彰者名を朗読させますので、名前を読み上げましたら、その場でご起立を願います。

〔参事兼議会事務局長 蕪木利弘君登壇〕

○参事兼議会事務局長（蕪木利弘君） 表彰者のお名前を朗読申し上げます。

特別功労表彰、20年以上の在職の方でございます。須藤政孝殿。

自治功労表彰、11年以上在職の方でございます。後藤修殿、廣瀬和吉殿、揚妻一男殿、小山克彦殿。

以上であります。

○議長（小山克彦君） 受賞者の皆様には、おめでとうございます。

特別功労表彰を受賞されました須藤政孝君に、受賞者を代表していただき、賞状を伝達いたします。

8番、須藤政孝君、前にお進みください。

〔表彰状伝達〕

○議長（小山克彦君） 受賞された皆様、まことにおめでとうございます。

これで表彰状の伝達を終わります。

◎日程の追加

○議長（小山克彦君） お諮りをいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が1件ございますので、この際、日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

（午後 3時11分）

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開します。

（午後 3時14分）

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第11、発議案第1号 「平和安全法制整備法、国際平和支援法」案の廃案を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、服部晃君。

〔2番 服部 晃君登壇〕

○2番（服部 晃君） 発議案第1号 「平和安全法制整備法、国際平和支援法」案の廃案を求める意見書。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成27年6月11日。

提出者 天栄村議会議員 服部 晃

賛成者 天栄村議会議員 須藤政孝

賛成者 天栄村議会議員 渡部 勉

天栄村議会議長、小山克彦殿。

提出理由

日本が再び「戦争する国」にならないことを強く決意した日本国憲法を尊重し、地域住民の「平和」と「安全」を確保するため、政府が進める「平和安全法制整備法、国際平和支援法」案を廃案にするよう求めるための意見書を国に提出する。

意見書送付先

内閣総理大臣

なお、意見書は別紙のとおりです。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（小山克彦君） お諮りいたします。

ただいまの議件をもちまして、今定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これをもって平成27年6月天栄村議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 3時16分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年 8月26日

議 長 小 山 克 彦

署 名 議 員 渡 部 勉

署 名 議 員 熊 田 喜 八

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
報告1号	平成26年度天栄村繰越明許費繰越しの報告について	6月11日	———
議案1号	財産の取得に関し議決を求めることについて	6月11日	原案可決
2号	工事請負契約の締結について	6月11日	原案可決
3号	工事請負契約の一部変更について	6月11日	原案可決
4号	平成27年度天栄村一般会計補正予算について	6月11日	原案可決
5号	平成27年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	6月11日	原案可決
6号	平成27年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	6月11日	原案可決

議員提出議案

議案番号	件名	議決月日	結果
発議1号	「平和安全法制整備法、国際平和支援法」案の廃案を求める意見書の提出について	6月11日	原案可決

請願文書表

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
H27 3	平成27年 5月25日	「戦争法（平和安全法制整備法、国際平和支援法）案の廃案を求める意見書」についての請願書	須賀川市坂の上町 2-101 新日本婦人の会須賀川支部 支部長 片野 ミチ子	天栄村議会議員 大浦トキ子	総務 常任委員会

請 願 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件 名	結 果
H27 3	平成27年 6月9日	戦争法（平和安全法制整備法、国際平和支援法）案の 廃案を求める意見書についての請願書	不採択